

コロナ禍入国制限の同時代史的検討：日本人の外国籍配偶者等・パートナーを中心に (一)

SAWAI, Isami / 澤井, 勇海

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

120

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

115

(終了ページ / End Page)

219

(発行年 / Year)

2023-01-27

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030487>

コロナ禍入国制限の同時代史的検討

——日本人の外国籍配偶者等・パートナーを中心に(一)——

澤井 勇海

序

本稿は、二〇一九年末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大(コロナ禍)の際に、日本政府が導入した外国人の入国制限について、とくに日本人の外国籍配偶者等・パートナーの事例を対象に、その政策形成過程や当事者らによる「対策」の形成過程、またこの措置に関連する各種の問題などを、同時代史的に検討するものである。

本稿の執筆時点(二〇二二年一〇月)においては、各種の感染対策の緩和が進んでいるものの、コロナ禍はまだまだ現在進行形の事態である。状況が流動的であり、多くの情報が氾濫する中ではあるものの、研究者やジャーナリスト、シンクタンクなどによる著作が、様々な観点から既に数多く刊行されている。

日本政治とコロナ禍という視角に限っても、新型コロナ対応・民間臨時調査会による初期のコロナ対応検証をはじめ

め、コロナ禍の政治過程をとくに中央―地方関係の視角から追跡した竹中治堅の研究、コロナ対策が逆説的に別の行政上の問題（「コロナ対策禍」）を引き起こすメカニズムを活写した金井利之の研究、SNSなどのメディアで増幅される不安の感染とそれを聞き過ぎる政府との関係を指摘した西田亮介の研究などの、優れた研究が挙げられる。⁽¹⁾ジャーナリストの著作としては、専門家への取材を通じてコロナ初期の専門家会議と政治・行政の関係に迫った河合香織の著作、医療・行政の現場への取材を通じてコロナ対応の問題点を描写した山岡淳一郎の著作、米中韓との比較を通じて日本政府の対応を描いた日本経済新聞社政治担当論説委員の著作などが挙げられる。⁽²⁾安倍首相や菅首相といった政治指導者の権力闘争とコロナ対応とを扱った、御厨貴と芹川洋一の対談も示唆に富む。⁽³⁾また、政府や現場にて対応にあたった当事者の回顧としては、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣を務めた西村康稔や、成田空港検疫所所長であった田中一成、公衆衛生医師の関なおみ、その他現場医師によるものなどが、既に刊行されている。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

だが、これらの著作において、コロナ禍を通じて日本政府が実施した外国人の入国制限を扱うものは多くない。新型コロナウイルス対応・民間臨時調査会の検討は、政府関係者のヒアリングに基づき、国家安全保障局が入国制限の政策形成にて果たした役割などに注目しているが、対象とする時期は二〇二〇年夏頃までに留まる。また、入国制限の中でもとくに日本人の外国籍配偶者等やパートナーに焦点を当てたものは、ほぼ見当たらないのが現状である。

移民研究や出入国管理といった分野においては、従来、日本人の外国籍配偶者等の問題が扱われることは多くない。これは、他の在留資格に比べて相対的に人数が多くないのと同時に、家族の結合という観点から、通常これらの人々の在留が疑問視されることが少ないためだろう。⁽⁶⁾むしろ、日本人の外国籍配偶者等については、入国後の彼らと日本社会との統合・共生の過程や態様に焦点があてられてきたように思われる。⁽⁷⁾他方で、これらの分野においては、コロナ禍において広く在留外国人が直面した課題に光を当てる著作などがいくつか見られる。⁽⁸⁾もっとも、外国籍配偶者等

というよりは、非正規移民や技能実習生など、より困難に直面していると一般に考えられる者を対象としたものが多い。

移民研究や出入国管理の文脈におけるコロナ禍入国制限の研究としては、二〇二〇年八月末頃までの日本の入国制限を公開情報に基づいてまとめた川村真理の研究や、出入国在留管理庁（入管）の統計や国際比較を通じて二〇二一年一月頃までの日本の入国制限を分析した是川夕の研究が挙げられる。⁽⁹⁾とくに是川は、日本政府の入国制限を「おおむね国際的に見て標準的な範疇に収まるものであった」「日本人や永住者等の配偶者や家族については八月という比較的早い段階から新規入国を認めていた」と評価している。⁽¹⁰⁾

ただ、上記二点の研究は、刊行時期や情報量の制約の関係で、それぞれ課題を抱えている。第一に、両者とも二〇二二年・二二年の入国制限の展開をほぼ研究対象に含んでいない。第二に、両者とも執筆時点にて公開されていた文書や統計資料にのみ基づいてまとめているために、やや正確性を欠く部分や、分析が深められていない部分が散見される。詳細は本論で述べるが、例えば是川の上記引用部分について言えば、少なくとも自国民の家族等を対象とする入国制限に関し、日本政府の対応は国際的に見て標準的な範疇から逸脱したものであった。さらに、二〇二〇年の日本人の外国籍配偶者等への入国制限については、六月下旬頃から新規入国できたケースが実態として増加しており、その旨が入管から一般に公表されたのは七月末であった。

以上をまとめると、次のようになる。日本政治とコロナ禍の関係に関する研究では、コロナ禍入国制限の政治・行政過程に関する研究は現時点では乏しい。また、移民研究や出入国管理に関する研究では日本人の外国籍配偶者等を扱う研究は少なく、コロナ禍の日本社会にて移民が直面した困難などを扱うものが中心である。他に、移民研究や出入国管理の文脈で日本の入国制限を扱う論考もあるが、刊行時期や情報量の制約もあり、表層的な分析に留まる。

しかしながら、コロナ禍の日本の入国制限の問題は、研究が少ないまま放置されて良いものではない。結論を先取りすると、この問題に関連して、現代の日本社会が抱える様々な問題が集中的に表現されたためである。なかでも、市民個々人への人権・人道上の「実害」が生じたことや、差別と排除の問題が鋭く表現されたことは、看過すべきではないと考えられる。

観光業への打撃は言うに及ばないが、経済界は高度人材や技能実習生も十分に受け入れられず、またビジネス目的の渡航も規制され、多くの経済的な損失を抱えることとなった。教育や研究に関する業界においても、留学生の渡航が大幅に制限された結果、事業の存続が危ぶまれたり、日本の国際的地位の低下に拍車がかかったりといった負の影響が生じた。

これらの被害は、少なくとも短期的には主として金銭的利益に関するものであるが、日本人の外国籍配偶者等に対する入国制限については、根本的に異なる種類の被害が生じた。彼らは日本に居住する市民の家族生活に不可欠な存在であるにもかかわらず、入国を制限された結果として、予期せず家族離散の危機に追いつまれることとなった。その結果として、渡航や滞在費用の追加支出を個人で負担することとなった者や、子育てや介護等の家族生活に多大な支障が生じた者、緊急時に配偶者や子と分離した状態に陥ったことでメンタルヘルスに著しい不調が生じた者など、個々人の基礎的な生活に対して多くの精神的・経済的な実害が生じた。「社会の自然かつ基礎的な集団単位」(世界人権宣言第一六条の三)である家族の分離は、端的に人権・人道上の問題を引き起こしたのである。

加えて、コロナ禍の日本の入国制限は、公衆衛生上の問題のみならず、差別と排除に関わる論点を提起した。金井は、上記の研究において、「COVID-19への(主観的・心情的あるいは捌け口的)「対策」としての非難が、民衆のなかから、感染者とその家族、医療従事者、夜の街関係者、出歩く若者や学生・学校・寮、飲み会、外国人などを

矛先として選ぶ時には、差別という生活経済的な「緊急事態」をさらに深刻化させる。〔…〕それは深刻なコロナ対策禍である⁽¹¹⁾」として、コロナ禍にて民衆が外国人などを対象に差別を行う事態を指摘した。同時に、「行政は、差別もないが是正する対策を執るところか、隔離政策などによって、自らが差別の原因となってきたこともある。こうした所業は論外であるが、行政が無為無策の中立的態度を取れば、よいというわけではない。積極的な差別対策が求められている」として、ハンセン病の経験から「行政による隔離政策自体が、民衆の間の偏見を強める力学があることが、指摘されている」と述べている⁽¹²⁾。金井の議論は国内の行政対応が中心であるが、外国人への入国制限は国内での隔離以上の排除であったため、外国人への入国制限の実施・継続それ自体が（その公衆衛生上の効果や実態にかかわらず）市民の外国人への差別・排除意識を刺激し、それが循環して入国制限を長期間継続させた側面は否定できない。そしてこの差別・排除には外国籍配偶者等も対象となっており、外国籍配偶者等のみならずその日本人家族等にもまで向けて、誹謗中傷や罵詈雑言、排外的言説が飛び交う事態にもなっていた。

本稿は、上記の問題がなぜ、どのように生じたのかを紐解くことで、将来における同種の事態の再発を防ぐことを直接の目的とする。この意味で本稿は、事実の正確な理解を提供することのみならず、優れて現代的・社会的な意義を有するだろう。

以上の先行研究の整理や研究の意義に照らし、本稿は、次の三点の分析視角から、日本人の外国籍配偶者等・パートナーに対するコロナ禍の入国制限を検証する。

第一に、政策形成過程や当事者ら市民社会の側の“対策”のフィードバックの過程を含め、コロナ禍入国制限の政治過程を総合的に検討する。単に出入国管理に関わる情報の羅列や表層的な分析では、上記の問題が生じた理由や背

景を解き明かすことは困難である。実際、入国制限を含むいわゆる「水際対策」の形成においては、日本政府内部でも、外務省（査証）、入管（入国管理）、厚労省（検疫）、国交相（航空・海運）内閣官房・国家安全保障局（トップの意思決定・指揮・統合調整）といった複数のアクターが関与しており、各々の意図が複雑に絡み合っていた。さらに、外国人の排除を求める声や、入国制限による被害を受けた当事者らの声は、行政の担当者のみならず、議員への入力やメディアへの働きかけを通じて政策形成過程へと還流していき、入国制限の厳格化や緩和へと結びつくこととなった。本稿では、これらの過程を可能な限り詳細に追跡し、再構築することを試みる。

第二に、第一の観点から事実を検証した上で、国内法・国際法的な規範や、公衆衛生の観点、また政策実施過程上の問題その他の視点から、入国制限を再考する。入国制限措置に関する規範的な問題点は、日本に居住する大多数の日本人には関係が薄いために、メディアなどでも報じられることは少なかった。他方で、いわゆる「水際対策」は公衆衛生の観点から時間稼ぎに過ぎないことは専門家の間でも指摘されてきたにもかかわらず、すべての外国人の入国を拒否することで国内を完全に安寧に保つことが可能であるかのような、偏った印象を与える報道や言説の流布が相次いだ。政策の実施過程においても、とりわけ入国制限緩和の過程においては、入管や外務省の担当課の意図が実際の入管行政や在外公館の査証事務にスムーズに反映されることがなかったために、現場の担当者らと当事者らの間では種々の混乱が生じたが、これも詳細はほとんど報じられなかった。これらの諸問題に加え、「対策」形成過程において当事者らが抱えた課題なども含め、事実を基点に各々の観点から再検討する。それによって、当時の言説における不均衡を正し、将来コロナ禍と同様の事態が生じた際には適切な措置が実施されるよう、ここに整理しておくものである。

第三に、第一・第二点を実行するための史資料として、政府の公開情報に加えて、当時のメディア報道や筆者が開

示した公文書、また筆者を含む当事者らの経験などに依拠する。この点については、この問題に関する筆者の立場を、あらかじめ説明しておく必要があるだろう。

日本国籍を有する筆者は、二〇二〇年二月に外国籍のパートナーと婚姻した。当月中に配偶者は「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書を入管に申請したが、四月初頭以降の広範な入国制限の結果として在留資格認定証明書の発行も併せて停止されており、パンデミックの最中に自身の配偶者が日本に入国できない状態が続いた。結局、筆者の配偶者が在留資格認定証明書を受領したのは七月前半であり、査証を取得して日本に入国できたのは八月後半となった。

詳細は第二章から第四章にかけて述べるが、配偶者が入国できない間、筆者は同様の状況にあった他の当事者とともに、入国制限に関する情報共有や、政治・行政・メディアへの働きかけを行っていた。この経験もあり、自身の配偶者が入国した後も、ささやかな形ではあるが、プロボノとして他の当事者らへの情報提供を継続していた⁽¹³⁾。これは、「密」を避けることを求められたコロナ禍の特性もあって、基本的にSNS上での匿名での活動が中心であった⁽¹⁴⁾。ただ、二〇二一年一月、オミクロン株対策として外国籍配偶者等への入国制限が三たび導入された際には、オンライン署名活動や外務省への要望書提出、記者会見といった活動の発展に伴い、実名を出して政治・行政・メディアへの働きかけを行なうに至った⁽¹⁵⁾。

すなわち、本稿で扱う政治過程においては、筆者自身が当事者としてある程度関与していたと言える。そのため、とくに当事者らから政府・行政への「対策」の形成過程に関しては、筆者自身の実体験や、他の当事者らとの協力・やりとりの中で知り得た情報を用いることが可能である。この意味で、本稿は単なる論文ではなく、筆者自身の体験記といった趣きもある。

他方で、上記の働きかけを行うためには、相手側、つまり政治・行政方面の意図や政策形成について、正確に理解することが不可欠であった。そのため筆者は、公開情報やメディア報道の検討に加えて、二〇二〇年夏頃から現在に至るまで、入管、外務省、厚労省、国家安全保障局、内閣官房などに計四〇回の公文書開示請求を行い、合計三二〇件の行政文書を入手した（重複あり。詳細は別表を参照のこと⁽¹⁶⁾）。また、議員へのインタビューや、行政の担当者とのやりとりなどを通じて、公開情報や公文書で示される範囲の背景にある事情を把握することにも努めた。もちろん、これらの史資料は、入国制限の政治過程を復元する上で十分なものではないが、同時代に生きる筆者が可能な限り集めたものであると言える。この意味では、本稿はれっきとした同時代史研究であり、単なる体験記以上の意味を有する。

本稿ではこれらの史資料を幅広く用いるが、同時代の事象である以上、個人情報については一定の配慮を必要とする。公人（大臣や議員など）に関する情報については基本的に公開するが、実名を公表していない当事者などは私人であることもあり、氏名や具体的な内容・情報源の記載をあえて控えている部分も多い。しかし、本稿で叙述する内容は、すべて筆者の責任で可能な限り正確さを確認した上のものであることは、ここにあらかじめ記しておく次第である。

現在のところ、筆者は現代日本の政治・行政、移民研究や出入国管理、感染症や公衆衛生を主に研究してきたわけではなく、日本政治外交史・東アジア国際関係史を主要な研究領域としてきた。しかし、歴史的手法を用いて政治過程の分析に取り組んできたことは、上記のプロボノ活動や、公文書の検討などにおいて、むしろ利する部分が大きかったと感じている。自分自身が経験したのみならず、自身が当事者として相当程度関与した同時代の政治過程の分析

において、客観性・中立性を維持するのは困難かもしれない。だが、そのような立場だからこそのわかる内実もあるだろうし、公文書管理の問題が数多く指摘される昨今においては、後世の歴史家のための記録という意味でも、同時代の叙述を残しておくことの意味は大きいだろう。限界や制約を自覚しつつも、「同時代史的検討」と題した本稿を世に問う理由である。

本稿は以下の構成をとる。第一章では、前提知識として、日本人の外国籍配偶者等に関する日本の入国管理制度について概観する。第二章では、外国籍配偶者等に対する一度目の入国制限（二〇二〇年四月―七月）の政策形成過程と、これに対する当事者らの「対策」形成過程を扱う。第三章では、外国籍配偶者等に対する二度目の入国制限（二〇二一年一月―三月）の政策形成過程と、当事者らの「対策」形成過程を扱う（以上、本号に掲載）。第四章では、外国籍配偶者等に対する三度目の入国制限（二〇二一年十二月―二〇二二年一月）の政策形成過程および「対策」形成過程を扱い、その上で三度の入国制限の政治過程を比較する。第五章では、規範的な観点、公衆衛生上の観点、行政対応の観点、当事者らの活動の観点といった複数の視点から、入国制限やその副作用の問題点などを指摘する。第六章では、在留外国人の外国籍配偶者等や、日本人の外国籍パートナー（同性婚や事実婚、未婚の関係などを含む）がコロナ禍入国制限において直面した困難を掘り下げる。結としては、以上の内容を概観した上で、この問題を通して見られた日本社会の抱える問題点を指摘し、今後の課題や提案を記してまとめる（次号に掲載予定）。

一 入国管理と入国制限の枠組み

コロナ禍入国制限を扱うにあたっては、前提知識として、日本の入国管理制度と入国制限の枠組みを大まかに把握

しておく必要がある。本章では、とくに日本人の外国籍配偶者等が入国するにあたりどのような手続きを経るのか、またコロナ禍入国制限はどのような法律や制度に基づいて実施されたのかを、簡単に説明する。

日本に入国する外国人は、原則として、在留資格を得る必要がある。在留資格は出入国管理及び難民認定法（入管法）上の法的資格であり、就労制限にに応じて幾つかに区分される。入管法別表第一では、就労制限のある在留資格が列挙されており、第一の一（外交、公用など。特定の業務に限り就労可能）、第一の二（高度専門職、経営・管理、技能実習など。特定の業務に限り就労可能）、第一の三（短期滞在など。就労は不可）、第一の四（留学、家族滞在など。就労は原則不可だが、資格外活動許可を得ることで一定の就労が可能）、第一の五（特定活動、特定の業務に限り就労可能）と分類されている。入管法別表第二では、就労制限のない、いわゆる身分系と呼ばれる在留資格が列記されており、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の四つが挙げられる。

日本人の外国籍配偶者等は、最初から「永住者」などの在留資格を持っている場合を除けば、とくに婚姻の初期において「日本人の配偶者等」の在留資格を持つことが多いと思われる。外国籍配偶者等がこれらの在留資格を持たなければならぬわけではなく、他の在留資格により滞在することも可能だが、他の在留資格への申請よりも手続きが煩雑ではなく、就労制限がないため身分的に安定するためである。婚姻が長期かつ安定的である場合には、「永住者」に在留資格を変更することが選択肢となり得る。

在留資格を得て日本に居住をしていない状態から、「日本人の配偶者等」の在留資格にて日本に新規入国する場合、まず入管に在留資格認定証明書交付申請を行い、在留資格認定証明書を取得するのが原則である（審査の標準処理期間は一―三ヶ月とされている）。その後、在留資格認定証明書を現居住国の日本の在外公館（外務省）に提出し、査

証の発給を受ける（在外公館や申請時の状況にもよるが、数日から数週間程度が標準と思われる）。そして、日本の空港や港湾にて入管が実施する入国審査の際に査証を提示し、問題がなければ新規入国となる。参考までに、コロナ禍が本格化する前の二〇一九年には、「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書を取得した外国人は九六一八人となっている⁽¹⁷⁾。

他方で、在留資格認定証明書を得ることなく、直接在外公館（外務省）に外国籍配偶者等向けの長期査証を申請・取得し、上陸審査を経て入国する道もある。これは、在留資格認定書を経る手続きに比べると一般的とは言えないが、一定数の外国人がこの方法で入国していたと考えられる。事実、二〇一九年の「日本人の配偶者等」の査証発給数は一〇七六六人となっているが⁽¹⁸⁾、例外を考慮に入らずに単純に差をとれば、一〇七六六人と九六一八人の差の一一四八人はこの手続きを利用したものと思われる。なお、二〇一九年に「日本人の配偶者等」として実際に新規入国した外国人は、一〇六九四人となっている⁽¹⁹⁾。

さらに、短期滞在の在留資格にて日本に新規入国した上で、入管に対して在留資格変更許可申請を行い、「日本人の配偶者等」の在留資格に切り替える方法もある。短期滞在査証は在留資格認定証明書を取得することなく在外公館に直接申請可能であり、また査証免除措置がとられている場合には短期滞在査証の取得の必要もない。この方法は標準的なものではなく、法令上は「やむを得ない特別の事情」がある場合に限るとされるが（入管法第二〇条第三項）、上記の手続きと比べて迅速であることもあり、それなりの利用者が存在したものと思われる⁽²⁰⁾。また、そもそも海外に生活拠点を置いており、三ヶ月以内の短期で日本に滞在する場合には、中長期の在留資格である「日本人の配偶者等」へ切り替える必要性もないので、短期滞在の在留資格のまま入国し出国することになるだろう。グローバル化した現代社会では、一時的に他国に移動する国際家族や、定期的に互いの国を行き来する別居婚といった、国境を越え

た国際家族のスタイルも珍しくない。

以上の手続きは、とくに日本人の外国籍配偶者等の新規入国に限ったものである。他の中長期の在留資格において多くは変わらないが、在留資格認定証明書を取得する第一の道がより標準的となっているように思われる。⁽²¹⁾ また、ここで言う新規入国とは、在留資格がない状態から、新たに在留資格を取得して入国することを指す。他に再入国という類型もあり、これは既に中長期の在留資格を有している状態で、その有効期限内に、許可を得て一時的に出国し再度入国することを言う。この場合には、査証の取得が免除される（入管法第二六条）。

上記の入国手続きを概観すると、コロナ禍において新規入国を制限するには、制度的には次の三つの関門があることがわかる。第一に、空港などでの入国審査において上陸を拒否することである。これは入管の出入国管理部署判課の管轄となっている（法務省設置法第二八条、法務省組織令第七九条、入管法第五条）。第二に、第一の段階より前の関門として、査証発給を行わないことである。これは外務省領事局外国人課の管轄となっており、多くの場合実務は在外公館が担う（外務省設置法第四条第一三項、第七条。外務省組織令第八八条第四項）。第三に、在留資格認定証明書を発行しないことであり、これは入管の出入国管理部署在留管理課の管轄である（法務省設置法第二八条、法務省組織令第八一条、入管法第七条の二）。入国手続きそのものが入管と外務省の管轄にまたがっている関係で、入国制限も両者の権限に自然とまたがることとなり、また各々の組織内部での管轄も手続きの各部分ごとに異なることになる。

なお、日本の空港などに到着した外国人を上陸拒否とする場合には、送還などの手間が発生することもあり、実際の入国制限では外国人が搭乗する前に、航空会社スタッフに入国可否に関する実務を部分的に担当させることが広く

行われていた。⁽²²⁾ 筆者の配偶者が入国した際にも、航空会社スタッフが実際に入管の審判課に電話をかけ、入国可能かどうかを問い合わせていた。航空会社は基本的に国交省の管轄であり、ここでも入管や外務省の権限とまたがる状況となる。さらには、「水際対策」の一環としての入国制限は、入国者の検査のキャパシティとの兼ね合いが重要であったことから、検疫業務との調整が不可欠であった。検疫の管轄は厚労省であったため、ここでも権限調整が必要となっていた。⁽²³⁾

このように、コロナ禍の入国制限においては、入管・外務省の組織内外にまたがる入国手続きを基本としつつ、国交省や厚労省との調整も必要とされており、権限関係が複雑になっていた。そこで統一的な指揮命令や統合調整が求められており、内閣の下に設置される新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」と記載）がその役目を担うこととなっていた。

入国制限に関する基本的な枠組みは、コロナ禍の前、二〇〇九年に新型インフルエンザを念頭に「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」が開かれた頃からその原型が準備されており、実際に「水際対策に関するガイドライン」も作成されている。⁽²⁴⁾ さらに国会審議を経て、二〇一二年の新型インフルエンザ等特別措置法の制定により、入国制限の枠組みが確定された。「水際対策に関するガイドライン」はほぼ内容の変更がないまま、二〇一三年策定の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）の一部として取り込まれた。⁽²⁵⁾

「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と記載）の水際対策関連部分では、措置の対象を「在外邦人」と「外国人」に分けた上で、前者には退避オペレーションを含む帰国手段の確保を第一としつつ、

後者については「事態の進展に応じ、新型コロナウイルスエンザ対策本部の決定に基づき、緊急事案等の必要不可欠な渡航を除き、査証発給を停止する」(五一・五二頁)とされていた。また、査証発給を停止する場合には、「WHOが渡航制限を認めるIHR「国際保健規則」筆者注」第一八条による勧告等を踏まえる」(五二頁)と規定されている。もっとも、水際対策としての査証措置の実効性には、再入国者の存在(再入国者は既に在留資格を有しているため再入国に際して査証を受ける必要がなく、従って査証制限の対象外となる)や、既に査証を取得済の者もいること、査証担当者に検疫上の知見がないことなどから、限界があることが率直に述べられている。また、上陸審査においては、新型コロナウイルスエンザに感染した外国人は入管法第五条第一号に規定する上陸拒否事由に該当するとしつつ、検疫で外国人が感染していることが発見された場合には隔離措置が行われ、入院後に上陸申請前の状態に戻るとされている。

以上を概観すると、「ガイドライン」の特徴としては、第一に「在外邦人」と「外国人」に対応が大別されており、「緊急事案等の必要不可欠な渡航」といった例外となる事態については、その要件や対応が十分具体化されていないことが挙げられる。第二に、種々の限界が自覚されつつも、在外公館(外務省)での査証制限が入国制限の主な手段であったことが挙げられる。査証制限では、再入国者の制限や発行済の査証を停止するような発想はなく、また入国審査での上陸拒否の法的根拠としても入管法第五条第一号が挙げられるのみであった。入国審査や検疫で感染が発覚した外国人は隔離・入院させるとなっており、感染が広がっている特定の地域から渡航した外国人が、感染の有無にかかわらず上陸拒否されるという枠組みではなかった。

結論を先取りするならば、「ガイドライン」などに事前に整理された枠組みがコロナ禍において十全に機能したとは言いがたく、入国制限に関しては多数の問題が発生した。これは、新型コロナウイルス等特別措置法が新型コロナウイルス

イルス感染症に適用されるように改正される（二〇二〇年三月一三日）以前から、入国制限を開始した（二〇二〇年二月一日）という事情もある。しかしそれ以上に、政治方面からの入力や世論への対応、政府・行政の想像力の欠如などによって、政策形成過程や実施過程が大きく混乱した結果として、そのしわ寄せが当事者らに降りかかってきたものであった。その具体的な過程について、とくに日本人の外国籍配偶者等に関する入国制限を中心に、以下述べていくこととしたい。

二 一度目の入国制限（二〇二〇年四月―七月）

日本人の外国籍配偶者等に関する広範な入国制限は、一度目の入国制限二〇二〇年四月―七月）、二度目の入国制限（二〇二一年一月―三月）、三度目の入国制限（二〇二一年二月―二〇二二年一月）の三度にわたって実施された。これらの政治過程は、各々の間で共通する特徴がありつつ、それぞれ異なる内容と態様とを有していた。

（一）政策形成過程（二〇二〇年一月―四月）

一度目の広範な入国制限に導入に至るまでの過程は、二〇二〇年二月から開始された一部の国・地域への入国制限が次第に地理的に拡大し、四月初に広範な国・地域を含むものに発展するという経緯を辿った。その間にはいくつかの段階があったが、導入当初の構造をそのまま踏襲している部分が多かった。

二〇一九年一二月に中国湖北省で確認された新型コロナウイルス感染症は、二〇二〇年一月に入ると湖北省を中心に感染者数が増加し、日本での感染例も報告された。この事態を受け、一月末から、内閣官房の国家安全保障局を中

心に関係各省が連携し、チャーター機による湖北省からの日本人の帰国オペレーションが実施された。入国制限の導入および対策本部の設立は、このオペレーションと同時期に行われたこともあり、これらの措置に関しても国家安全保障局、なかでも経済班設置準備室（四月一日以降は経済班）が主導して総合調整が行われていた。⁽²⁷⁾

一月三〇日に設立された対策本部の第一回の会議では、加藤勝信厚労相が検疫について、茂木敏充外相がチャーター機での帰国オペレーションについて報告を行った。その後、安倍首相は「無症状であるにもかかわらず陽性反応が出たということ踏まえれば、これまで実施してきた水際対策などのフェーズを、もう一段引き上げていく必要があります」と入国制限強化に言及しつつ、「これまでの発想に捉われることなく、柔軟かつ機動的な対策を講じてまいります」と強調した。⁽²⁸⁾

一月三一日未明にWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言したことを受け、対策本部は翌三一日正午に第二回の会議を開催した。そこで、入管を所管する法務省の森まさこ法相は、「入管法第五条では、我が国への上陸拒否事由を規定しており、その中に感染症法に定める指定感染症等の患者が含まれていますが」⁽²⁹⁾「第五条第一項第一号―筆者注」。「…」明日から入管法に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者の上陸を拒否することが可能となりました。「…」また、指定感染症の患者であることが確認できない場合や、発症前などの場合の措置については、わたくしから具体的な条文をお示しし、まさに今、関係省庁とともに、検討中です」と述べている。これを受け、安倍首相は、「今般のWHOの宣言を受け、緊急事態であるとの認識の下、明日二月一日から施行することといたします。これにより、我が国に入国しようとする者が感染者である場合には、入管法の規定により、入国を拒否いたします。また感染が確認できない場合についても、入国管理を強化する必要があります。症状が出ていないにもかかわらず、ウイルスの陽性反応が出た人がいる事実も踏まえ、水際対策の実効性を一層高めなければなら

りません。入管法に基づきその運用について、関係大臣は速やかに検討してください」と指示した。⁽²⁹⁾

森法相が示した「具体的な条文」とは、入管法第五条第一項第一四号・「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」のことであった。森法相は、自身のブログで、「入管法五条一項一四号は伝家の宝刀と言われる条項であり、運用に当たっては極めて慎重な判断が求められます。当初は入国を拒否できる条項は無いのではないかと言われていました。しかし、大臣室にて徹夜で一つずつ入管法の条項を、事務方と検討し、踏み込んだ議論を行いました。事務方からは慎重論も上がってきましたが、国民の命と健康を守るため、政治家として、法務大臣として、私は同条項の適用を決断しました」と説明している。⁽³⁰⁾

この「徹夜」での事務方との検討は、対策本部での安倍首相や森法相の発言を踏まえると、おそらく一月三〇日から三一日にかけて急ぎ行われている最中であっただろう。事実、三〇日の午後四時四九分から総理執務室で行われた連絡会議（第五回）に入管が提出した資料では、参考として入管法第五条第一項第一号が記載されているのみであり、この時点では入管は入管法第五条第一項第一四号の適用は想定していなかったものと思われる。⁽³¹⁾ なお、第一回と第二回の対策本部の間の三一日午前にかれた衆議院予算委員会において、安倍首相は「感染者であることが確認できない場合であっても入国管理を強化するべく、その運用について速やかに検討します」と発言し、森法相は「患者であることが確認できない場合も、これは国民の命と健康を守るため必要である場合には、高度な政治的判断とはなりませんが、同条一項一四号もございしますので、なお一層の水際対策の強化をしてまいります」と述べている。⁽³²⁾ また、第二回と第三回の対策本部の間の三一日午後の参議院予算委員会においては、柳ヶ瀬裕文参院議員（維新）が武漢から渡航する外国人の入国制限を主張し、それを可能とする立法措置を求めたのに対し、安倍首相・森法相は、入管法五条

一項一四号があることから「現行法でも対応は可能であろう」と答弁している。⁽³³⁾ 三十一日の国会における安倍首相や森法相による方向づけもあって、内閣官房や入管などの関係各省との間では、同日午後には同条項を適用する方向で調整がなされたと考えられる。

三一日午後六時一〇分には、対策本部の第三回会議が開催された。北村滋国家安全保障局長は「内閣官房では、出入国在留管理長等と検討を行い、湖北省に滞在歴を有する外国人の我が国への入国を制限するため、出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号が定める日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として、上陸拒否をするものとして、本邦への上陸の申請日前一四日以内に同国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人が該当するものと解することとした⁽³⁴⁾」と述べ、森法相も同趣旨の見解を繰り返した。この会議の後、史上初の国家安全保障会議緊急事態大臣会合が持ち回りで開催された。ある内閣官房幹部によれば、この「かなり重い意思決定機関」によって、森法相の異例の決定を「エンドースする（裏付けを与える）」意図であったという。⁽³⁵⁾

こうして二月一日から、中国湖北省を主な対象とする入国制限が実施されることとなった。その文面は、「法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前一四日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号に該当する外国人であると解するものとする」というものであった。⁽³⁶⁾

この決定に足並みを揃える形で、査証および在留資格認定証明書の発給制限も、外務省および入管においてそれぞれ実施された。外務省は二月一日以降に一連の査証関係通達を発出し、「査証の原則的発給基準」によって上陸拒否の対象者には査証を発給しないこととなったため、湖北省に滞在していた者や同省発行の旅券を持つ外国人の査証申

請を受理しないことないし拒否することなどを指示した⁽³⁷⁾。入管では、一月三十一日の閣議決定を受けて、二月一日に在留管理課にて在留資格認定証明書の取り扱いについて通知案が起案され、二日にメールで決済を得た上で三日には通知が発出された。その内容は、湖北省に居住する外国人及び同省で発行された旅券を持つ外国人からの在留資格認定証明書交付申請を保留し、また既に決済をしている場合には在留資格認定証明書の交付を保留するというものであった⁽³⁸⁾。

入管法第五条第一項第一四号に関する規範的な問題点は第五章にて詳細に検討するが、この入国制限は、次の三つの点で「ガイドライン」で想定されていた内容を超えるものであった。第一に、「ガイドライン」では、入管法第五条第一項第一号に規定されたように、感染が確認された外国人の上陸を拒否するものであった。しかし、より広範な入国制限が必要とされた結果、入管法第五条第一項第一四号の解釈によって、一定地域からの外国人の入国を、新規入国か再入国か、どのような在留資格を持つか、さらには感染しているかどうかにかかわらず、「特段の事情がない限り」一律に拒否するものとなった。

第二に、査証制限の実施は「ガイドライン」にも規定されているが、「WHOが渡航制限を認めるIHR第一八条による勧告等」はこの時点で存在しなかった。対策本部の第二回会議では入国制限をWHOの緊急事態宣言を受けての措置としているが、そもそもこの宣言は「現在利用可能な情報に基づき、委員会はいかなる渡航・貿易制限も勧告しない」と明確に述べている。その一方で、渡航制限を実施する際には、締約国はIHRに基づきWHOに報告するように求めている⁽³⁹⁾。興味深いのは、対策本部の第二回会議にて配布された「新型コロナウイルスに関連した感染症に関するWHOによるPHERIC宣言の概要（速報）」と題する資料には、WHOがいかなる渡航制限も勧めないと述べ

た部分は含まれておらず、渡航制限を実施する際の報告義務だけが記載されていることである。⁽⁴⁰⁾ 情報が公平にまとめられていない理由は不明だが、事務方は、入国制限導入の方向性に反するように見られる情報を上げたくなかったのではないかと思われる。

第三に、「ガイドライン」では対策本部が統合調整の中核となることが想定されており、安倍政権も同様の枠組みを踏襲していた。しかし、この入国制限において実際に統合調整を担ったのは国家安全保障局であり、トップの意思決定を行っていたのは国家安全保障会議であった。具体的なフローとしても、国家安全保障会議決定および閣議了解による政府全体の方針の下に、対策本部で入国制限の対象となる具体的な地域を報告・公表し、その上で法務大臣が入管法を執行するというプロセスとなっていた。⁽⁴¹⁾

いずれにせよ、入国制限の導入は、「ガイドライン」や他の法的・行政的枠組みを基準としていた事務方からは慎重意見がありつつも、安倍首相や森法相、国家安全保障局といった面々からのトップダウンの決定によって、実質的には一・二日程度の間に急遽考案され実行に移されたものと考えられる。

もっとも、二〇二〇年一月・二月当時は、無症状者から感染が拡大し得る新型コロナウイルス感染症の特徴や、中国への付度と批判もされたWHOの初動対応の問題もあって、「ガイドライン」の枠組みを超えた措置が早急に求められる政治状況にあった。実際、日本国内でも感染者が確認され（一月一五日）、武漢市でロックダウンが行われる（一月二三日）中で、後手に回ったとする世論の不満も増大していた。他国でも、例えばマレーシアやシンガポールでは日本より数日先んじて中国湖北省の旅券や同省への滞在歴のある外国人などの入国を禁止しており、⁽⁴²⁾ 日本との措置と前後して中国の一部地域ないし全土を対象とする入国制限を導入する国も増加していた。⁽⁴³⁾

このような状況の中で急ぎ入国制限を行うには、法的な議論としては相当程度苦しくとも、入管法第五条第一項第一四号に依拠する他なかったというのが、政府側の本音であるだろう。二月四日の衆議院予算委員会での、森法相と足立康史議員（維新）の間の問答は、このことを象徴的に表している。

足立委員 「…」森大臣、入管法の第五条第一項第一四号の適用でいわゆる水際の措置をとっていただきましたが、この条文、皆様よく御存じだと思いますが、一四号にはこう書いてあるんです。「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」を、法務大臣が定めるというか、そういうことですね。今問題になっている、感染された方、感染のおそれのある方、あるいは武漢に滞在をしておられた方、どういう行為をするんですか、行為。

森國務大臣 まさに先ほど委員がおっしゃった、くしゃみ、また、せきをするときに、ドラキュラではなくて、こうしてしまい、その後、それでこう、つり革にさわってしまう。そうすると、またそれを違う人がさわるなどの感染を拡大してしまう行為をするおそれということであります。これはまた、それをして必ず感染するということではないんですけれども、例えばということで今申し上げました。

足立委員 あ、そういうのが行為だと。若干拡大解釈だと思いますが、私は、維新の会は拡大解釈を支持します。こういう事態ですから、広く行政府の裁量で拡大解釈していく必要があると思う。ところが、もう事態はどんどん動いているんですね。御承知のとおり、中国ではもう湖北省から浙江省に、いわゆる都市の封鎖をするのも、今までは湖北省だったけれども、浙江省にも広がっています。だから、武漢だけじゃなくて湖北省、湖北省だけじゃなくて周りの浙江省、更に言うと中国、こうやって広がっていったときに、私は、この一四号の拡

大適用だけではやはり法令の執行として課題があると思います。

このような足立議員の指摘に対し、安倍首相は、「現在の新型コロナウイルスへの対策については、足立委員からは少し拡大しているのではないかという御指摘もいただきましたが、現在の法令を駆使して、この水際対策「…」に全力を尽くしているところでございます」などと答弁している。⁽⁴⁴⁾

この後、国家安全保障会議・対策本部・入管は、二月一二日には中国浙江省、二月二六日には韓国大邱広域市および慶尚北道清道郡、三月六日には韓国の他地域およびイランの一部の州、三月一〇日にはイタリアの一部の州およびサンマリノ、三月一八日にはイタリアの他地域やスイス・スペインの一部、アイスランド、三月二六日には欧州の多くの国を、それぞれ入管法第五条第一項第一四号による上陸拒否の対象としている。四月一日には主要先進国を含む計七三か国・地域が上陸拒否の対象とされ、実質的には世界大の規模となった。⁽⁴⁵⁾

外務省の管轄する査証制限や、入管の在留資格認定証明書の制限についても、上記の措置と軌を一にして適用範囲の拡大が行われた。⁽⁴⁶⁾ とくに査証制限については、上陸拒否対象の国・地域よりも広範な範囲で制限が行われている。

三月六日に、中国および韓国を対象に既に発行された査証の効力が停止され、査証免除措置も併せて停止された。⁽⁴⁷⁾ 同様の措置は、三月一九日に欧州の大部分、三月二六日に東南アジア諸国などに拡大された。⁽⁴⁸⁾ そして、四月一日の対策本部・国家安全保障会議において、上陸拒否の対象となる国・地域以外の全ての国・地域（一二三か国）⁽⁴⁹⁾ を対象に、四月二日までに発給された査証の効力を停止し、査証免除措置も含めて停止する措置が取られた。こうして、コロナ禍での世界規模の入国制限が開始されることとなった。

このような入国制限の対象地域の拡大は、感染流行の拡大に加えて、入国制限の広範な実施を求める与野党の議員や市民の声に押されたものであった。とくに中国の全土を対象とする入国制限については、四月の習近平国家主席の訪日予定との関係や、春節の時期のインバウンドを睨んで実施しないのではとの見方が強まり、二月二五日には村上史好衆院議員（立民）、斉木武志衆院議員（国民）が、二七日には足立議員（維新）、井上一徳衆院議員（希望）が、三月三日に山田宏参院議員（自民）が、それぞれ国会の場で追及している。⁽⁵⁰⁾ 結局、四日に習主席の訪日が延期され、五日に政府は中国全土を対象とする査証制限や検疫強化に追い込まれた。⁽⁵¹⁾ それでも、入国制限が後手に回った結果として国内で感染が拡大したと、一部の議員や市民の間でネガティブな印象とともに記憶され続けることとなった。

以上のような形で急遽導入され、感染状況の拡大や世論に追隨する形で適用範囲が拡大された入国制限は、同時に多くの副作用を伴うものであった。とりわけこの入国制限は、實際上、再入国者や外国籍配偶者等といった、人権・人道上の考慮が必要とされる外国人をも対象としていたことから、やがて彼らへの対応が問題化していくこととなった。

（二）『対策』形成過程（二〇二〇年四月―七月）

一度目の入国制限に関する国家安全保障会議決定では、上陸拒否については「当分の間」、査証制限については「四月末日」までの期間とされており、一時的な措置であることが含意されていた。⁽⁵²⁾ また、一度目の入国制限の導入当初は、新型コロナウイルス感染症に対する知見の不足や恐怖心、緊急事態宣言の発出といった社会情勢のために、入国制限に対する批判の声は、後の時期と比べれば非常に小さいものであった。四月七日に発出された新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は、その内容としては入国制限と直接関連する部分を持たなかったが、入

国制限についても、緊急事態宣言も出ているので多少の制限は受け入れるべき、と一般に理解される程度の心理的な効果を与えていたように思われる。

しかし、緊急事態宣言が解除された二〇二〇年五月後半以降になっても、上陸拒否の「当分の間」は継続し、査証制限も延長されていた。入国制限が解除される気配がなかったことから、それによって生じている被害、とくに多数の再入国者や外国籍配偶者等が入国できていないことが、次第に可視化されていた。

ここで問題となっていたのは、「特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号に該当する外国人であると解するものとする」という入国制限の閣議決定における「特段の事情」とは、具体的に何を指すのかということであった（「ガイドライン」での例外規定は「緊急事案等の必要不可欠な渡航」とされており、「特段の事情」という文言に置き換わった経緯は不明である）。入国制限の当初から、「特段の事情」は対策本部や国家安全保障会議ではなく法務大臣が判断するものとされており、従って入管の管轄となっていた。⁽⁵³⁾

入管では、入国制限が初めて開始された一月三十一日の入管の通知にて、上陸審査における特別審理官の口頭審理における部分で、「特段の事情の例としては以下のとおり」として「日本人の配偶者及び子」「再入国許可を有する者であって本邦に生活基盤のある者」「中国湖北省において発行された中国旅券を所持する者であって、上陸申請日前の一四日以内に中国湖北省に滞在歴がないことが明らかであるもの」が挙げられていた。⁽⁵⁴⁾二月一二日には「日本人の配偶者及び子」「対象地域において発行された中国旅券を所持する者であって、上陸申請日前の一四日以内に対象地域に滞在歴がないことが明らかである者」「その他特異な個別の事情がある者」に整理され、再入国が除かれた。⁽⁵⁵⁾その後、外交官などに関する部分が追記されつつも、基本的にこの枠組みが維持されていた。⁽⁵⁶⁾

他方で、入管法第五条第一項第一四号に基づく入国制限と連動しつつ、より広い範囲で査証制限が行われていたことから、「特段の事情」に関する外務省の対応も問題となる。外務省の開示文書は多くが黒塗りであるが、その対応をある程度推測することは可能である。二月三日付の外務省の査証通達（第一〇一三四号）では、項目二に相当する三行分相当の部分がその数字も含めて全て黒塗りとなっている⁽⁵⁷⁾。しかし、二月六日付の査証関係通達では、「往電領外第一〇一三四号に関し、／一・冒頭往電二・の「特段の事情」に該当し得る具体的事例及び査証の取り扱いを以下のとおり通知するので「…」と記載されているため、少なくとも二月三日時点で外務省は「特段の事情」について三行分相当の指示を出していたことがわかる。また、上記の六日付の通達では、湖北省滞在者について二行分（黒塗り）、湖北省の旅券保持者について五行分の指示（黒塗り）が出されており、おそらく両者では「特段の事情」とする取り扱いが異なったものと推測される⁽⁵⁸⁾。さらに、二月一二日付の通達では、受理された申請について「一層慎重な審査が必要となる（緊急・人道案件等を除く）」と記載されていることから、「特段の事情」に関する内容として、「緊急・人道案件」が考慮されていたことがわかる⁽⁵⁹⁾。「緊急・人道案件」の具体的内容は不明だが、一月末から二月初の湖北省からの帰国オペレーションでは、現地の日本人をまず帰国させた上で、その外国籍の配偶者や子などの家族も帰国させていたことも想起される⁽⁶⁰⁾。

入管・外務省の内部文書から見られる対応にかかわらず、当時に市民に公開されている文面では「特段の事情」と書かれるのみであって、上記の入管の特別審理官による対応の具体的基準などは、外部には全く明らかにされていなかった。また、個別の当事者の事例について「特段の事情」を判断するのは、基本的に入管・在外公館の担当者の裁量に委ねられていたため、何が「特段の事情」となるかについて当事者の視点からはブラックボックスの状態で、予測可能性が立たない状態となっていた。

四月以降の世界大の入国制限においては、「四月二日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。四月三日以降に出国する者については、この限りではない」と、「特段の事情」に関する線引きの一端が市民に示された。⁽⁶¹⁾しかし、他の中長期の在留資格を持っている場合には、四月二日以前に出国していた場合でも「特段の事情」は認められず、また「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」といった在留資格を持っている場合であっても、四月三日以降に出国する場合には再入国できないという、非常に厳しい制限となっていた。

このような入国制限に対して、まず声を上げたのは、中長期の在留資格を有する外国人（その中には日本人の配偶者等である者も多い）で、入国制限の前に一時出国していたために、日本に再入国できない状態にある者や、また入国制限があるために人道上的での出国を諦めた者であった。ある事例では、中長期の在留資格を有している外国人が、二〇二〇年三月に親の葬式のためにデンマークに一時出国している最中に入国制限が実施されたため、五月中旬時点でも再入国できない状態になっていた。⁽⁶²⁾別の事例では、中長期の在留資格を有する外国人が、入国制限実施後の四月中に親の葬儀のために韓国へ出国しようとしたが、入国制限のために出国後に再入国できなくなると入管から言われたために、葬儀への参加を断念せざるを得なかった。⁽⁶³⁾

このような状態にあった外国人は、上記で紹介された事例以外にも多数に上っていたと考えられる。他のG7諸国など、海外諸国では中長期の在留資格を持つ外国人の再入国は入国制限の対象外となっていたことから、不満の声は高まっていた。この頃、各国の在日外交官らも、人道問題として入管や外務省に働きかけていたという。⁽⁶⁴⁾また、在

日米国商工会議所は、六月二日、中長期の在留資格を持つ外国人が日本人と同じ条件で入国できるよう求める意見書を森法相宛に提出している。⁽⁶⁵⁾ 同時期、オンライン署名サイト「*weChange.org*」では、「日本に生活基盤を置いている中長期滞在の外国人一律入国拒否を見直してください」と題する署名活動が開始され、多くの署名が集まっていた。そのコメント欄においては、日本人は（渡航自粛要請は出ているが）自由に出国して帰国することが可能であるのに外国人だけが不当に出入国を制限されることや、生活基盤が日本にあり日本人と同様に税金や社会保険料を支払っているにもかかわらずこのような取り扱いを受けることなどにつき、当事者などからの批判の声が溢れた。⁽⁶⁶⁾

これら再入国者の直面する問題や、「特段の事情」の具体的な範囲について国会で取り上げたのが、井上一徳議員（希望）であった。五月二二日の衆議院外務委員会にて、井上議員は、上記の韓国の事例につき取り上げた上で、ドイツやオーストラリアでは中長期の在留資格保持者や永住者、外国籍家族などが入国制限の例外となっていることを指摘しつつ、再入国者への人権・人道上の配慮を求めた。入管を管轄する法務省の宮崎政久政務官は、個別の事情に応じて特段の事情を認める場合もある、適切に配慮していく、などという趣旨の事実上のゼロ回答を行ったが、井上議員が「特段の事情」として人道上の理由で認めることがありと明記するよう繰り返し問いかけた結果、答弁予定でなかった茂木外相の肯定的な回答を引き出した。

井上（一）委員　やはりこの法務省の出しているやつを見ると、これだとやはり帰ってこれないと思うわけですよ。だから、ここに、人道上の配慮から再入国を認める場合がありますから、ぜひ相談してくださいということを明記すべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

宮崎大臣政務官　今の、特段の事情が認められる場合の基準、例えば、個別の事情によって再入国を希望する方の、

外国人の事情というのはそれぞれまちまちでございます、特段の事情が認められる場合ということを、例えば、御指摘のような点も踏まえて、事前に明確にお示しをするということは困難であると考えております。

また、御相談があった場合には、具体的な事情、それはその方のいろいろな属人的な事情であったり、渡航を要する事情であったり、さまざまだと思いますけれども、その具体的な事情をお聞きして適切に判断をしているところでございます。

井上（一）委員 済みません、こればかりやろうとは思っていなかったんですけれども、先ほどの人は、例外はない、とにかくだめだと言われているわけですよ。これはやはり人権問題ですよ。

やはり、法務省は人権擁護機関なわけです、人権に一番敏感じゃないといけない役所ですよ。私は、やはり書くべきですよ、これは絶対に。世界から誤解されますよ。どうですか、本当に。もう一度御答弁ください。茂木国務大臣 今後の対応として、特段の事情の中で、人道上の理由というのは十分配慮されるべきだと思っております。

書き方等につきましては法務省を中心に検討したいと思いますが、きちんと、困っていらっしゃる方が相談できる、その中で、本当に適切に、人道上配慮が必要だ、そういう方については許可する方向で考えたいと思います。

井上（一）委員 外務大臣、済みません、答弁をお願いしていなかったんですけれども、していただきまして、ありがとうございます。

私は、やはり世界に間違ったメッセージを出すと思うんです。日本のイメージが、人権に対して後ろ向きだ、これは絶対よくないと思うんです。ぜひ法務省、外務省とよく相談していただいて、これを書き直してください。

い。これは絶対に間違ったメッセージを与えていると思いますので、よろしくお願いいたします。⁽⁶⁷⁾

井上議員は、先述の通り二月時点では中国本土からの入国制限の厳格化を求めていたが、この時点では、家族といった人権・人道上の問題は特別な配慮をすべきであり、対策を取れば十分に対応できるとの認識であった。また、日本は人権を大事にすると言いながら本当に人権を大事にしているのか、といった思いが昔からあったという。前日の二二日に質問通告をした際に、井上議員は、例外的な配慮をするという趣旨の答弁をするよう求めており、そのような答弁がない場合には突っ込んで聞くと、あらかじめ担当者に知らせていた。⁽⁶⁸⁾

国会での茂木外相の回答を受け、入管・外務省は「特段の事情」の具体的な事例を公表することを迫られた。入管は六月一二日付で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することのある具体的な事例」と題する文書をウェブサイトに公表し、担当である審判課の連絡先も併せて記載した。その内容は、家族が離散状態にある場合の入国、親族の危篤の見舞いや葬儀参加のための出国、手術や出産のための出入国、外国の裁判所への出頭のための出国などを「個別の事情に応じて再入国を許可することのある具体的な事例」として挙げるものであった。⁽⁶⁹⁾

こうして再入国者の問題を起点に、市民に対する「特段の事情」の具体化が開始された。この動きと並行してさらに声を上げ始めたのが、筆者やその配偶者を含む、日本人の外国籍配偶者等の新規入国に係る当事者らであった。

外国籍配偶者等の新規入国に関して当事者となっていたのは、まさに日本人と婚姻したり、以前から婚姻していた状態で外国から日本へ移住予定だった外国籍配偶者やその子（およびその日本人家族）で、入国制限の前後に在外公

館で査証の審査中・申請前であったり、また入管で在外資格認定証明書の審査中・申請前であった者であった。当事者全体の数は詳らかではないが、「日本人の配偶者等」の新規入国者数が二〇二〇年より前には年間一万人強で推移していることから、審査にかかる時間などを考慮して二月から七月の幅で単純に考えると五〇〇〇人、その日本人配偶者等を考えれば一万人以上になると推測される⁽⁷⁰⁾。

これらの当事者がまず可視化されたのは五月後半以降であり、とくに上記の「日本に生活基盤を置いている中長期滞在の外国人一律入国拒否を見直してください」と題する署名活動においてであった。この署名活動は再入国者が主な対象であったが、外国籍配偶者等の新規入国の問題についても人権・人道上の問題が深刻であることは共通していたため、コメント欄では不満の声が多く上がっていた。五月下旬以降、「Twitter」などのSNSやNoteなどのブログサービスなどを中心に、オンライン上で当事者らが連帯するようになり、次第に各々の情報が共有・蓄積された。筆者自身も、五月中旬頃になっても自身の配偶者が入国できないことに違和感を持ち、入管に問い合わせた結果、在留資格認定証明書の審査が停止していることを知り、情報収集を開始している。

そのようにして自然と形成された当事者のネットワークの中では、外国籍配偶者等が日本に入国できないために、コロナ禍の中で自身の配偶者等と離れ離れの状態にある者が多かった。ある当事者は、日本に居住する日本人家族（妻）と外国籍配偶者等（夫と子）とで家族離散状態であり、子が妻に会いたいと毎日泣いている状態であった。また、別の当事者は、出産間際にもかかわらず外国籍配偶者（夫）が入国できず、コロナ禍の中で一人で出産することになるだろうと途方に暮れていた。さらに別の当事者は、外務省や管轄の在外公館から、「特段の事情」に該当するのは、日本でしか治らない病気を抱えている場合や、日本にいる配偶者が突然自殺し遺体の確認をとる必要がある場合に限られると言われ、たとえ家族が危篤である場合でも「特段の事情」には該当しないと伝えられたという。まし

て、入管や外務省は、ただ配偶者であったり、家族離散状態であるのみでは「特段の事情」に該当しないと回答するのが、当事者に対する当時の通常の対応であった。にもかかわらず、当時の政府方針や報道では、入国制限緩和に関する情報は基本的に経済界の要望に基づくビジネス客の扱いが先行しており、⁽¹⁾人権・人道上極めて重大であるにもかかわらず、家族の問題が政府・メディア・市民に忘れられているように見えることに対して、当事者の間では怒りの感情が強まっていた。

もっとも、先述の通り、入管内部の通知の上では、二月一日に開始された入国制限の当初から、上陸審査での特別審理官による審理で日本人の配偶者等の新規入国を「特段の事情」として認める運用となっていた。⁽²⁾しかし、これも先述の通り、四月初旬以降の入管は、「特段の事情」として、入国制限の対象になる以前に出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の再入国に限られるとだけ市民に説明していた（筆者自身も一度目の入国制限の当時は知らなかった）。さらに先述のように、在外公館での査証発給も「特段の事情」が認められないのが大多数であり、また入管での「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書の審査・交付も停止したままであった。このような、内部向けと外部向けとの間の明確なダブルスタンダードは、一般に内部の審査基準等を公開しながらない入管の組織文化に加えて、上陸審査に関する入管の担当者と入国に関する問い合わせを受ける入管の別の部署や外務省・在外公館との連携が十分に取れていなかったことや、人権・人道上の対応をしていると言える根拠を残しつつ実質的には入国者数を抑制したい政府・行政の思惑が重なったためと思われる。こうして、行政の作為・不作為のために、実態として多くの外国籍配偶者等や日本人家族が、深刻な人権・人道上の問題に直面することとなっていた。

上記の状況を受け、筆者を含む一部の当事者らは、行政との折衝に限界を感じ、政治方面への入力やメディアへの訴えへと向かうこととなった。政治方面については、再入国者の事例について国会で質問を行った井上議員が関心を

持ってくれるのではないかと当事者らから期待され、筆者を含む当事者らが井上議員に連絡をとり、事情を訴えた。

井上議員は、六月一五日に法務省・外務省の担当者に対し、日本人の配偶者等の資格審査について人道的観点から優先的に開始するよう要請し、担当者らはその場では直ちに了解とは言わなかったが、検討すると応じたという。⁽¹³⁾翌

一六日、井上議員は自身の「Twitter」アカウントで「外国人の再入国規制の緩和が議論されていますが、外国人の配偶者の方々が直ちに日本に入国できるようにすることが人道上も最優先です。本日、政府の担当者と話をします!」／

「外国人配偶者の再入国は人道上最優先」と投稿し、政府側とやりとりを行った。⁽¹⁴⁾井上議員によれば、外務省の担当者は外国籍配偶者等のビザは直ちに発給しているようにしていると答えたというが、当事者らは実際に在外公館から

「特段の事情」に該当せず査証を出せない旨の返答を受けていた（そもそも外国籍配偶者等のビザが直ちに出来る状態であるのなら、入国できない当事者自身が存在しないはずである）ため、複数の当事者が井上議員に実態は異なる旨を伝えている。⁽¹⁵⁾一九日には、井上議員はさらに申し入れを行った上で、「入国制限緩和の議論が開始。ビジネスも

ちろん大切ですが、それ以上に外国人配偶者等家族の入国は人道的措置として最優先で取り組むべきです。本日、法務省に対して外国人配偶者の在留資格審査を早急に再開するよう改めて強く求めました。家族が共に暮らす権利は普遍的な人権の理念です。」とTwitterに投稿した。⁽¹⁶⁾これらのツイートに対し、当事者らが感謝の意を伝えたり、さらなる問題を訴えたりと、多くのコメントや反応が集まった。

井上議員によれば、茂木外相の前向きな答弁を受けて、入管・外務省の担当部署は再入国のみならず人権・人道上の配慮一般について以前から検討をしており、その成果を問い直す意図もあって上記の申し入れを行ったという。⁽¹⁷⁾ここに当事者らから井上議員を通じて入力が行われたことで、具体的な因果関係は不明だが、六月下旬以降、外国籍配偶者等に対する在外公館の態度が全般的に軟化した。具体的な通知などの内容は開示文書の黒塗りのため不明だが、

日本人の外国籍配偶者等の新規入国に際して「特段の事情」として査証が交付され、入国・再会できたケースが国・地域を問わずに次第に見られるようになったのは、当事者らの反応から見て疑いを入れない（もっとも、入管や在外公館の担当者によって、変わらず拒否される事例も多かった⁽⁷⁸⁾）。同時期には、入国できていない外国籍配偶者等の事例も念頭に、停止されていた在留資格認定証明書の扱いについても対応が決定された。六月八日には入管と外務省との間でコロナ禍のために有効期間を経過した在留資格認定証明書の取り扱いが合意され、二六日には「基本方針については外務省と調整済み」とした上で、在留資格認定証明書の審査・交付が再開された⁽⁷⁹⁾。

しかし、上記の変化は、再入国の事例のように「個別の事情にに応じて再入国を許可することのある具体的な事例」として入管の文書に公表されたわけではなく、あくまで実質的に対応が変わりつつあることが窺われるという曖昧な状態に過ぎなかった。従って、入管・外務省の基本的な姿勢に変化はなかったとも言える。この事態が継続すると、入国できるようになりつつあることに当事者らが気づかないことも考えられるし、また仮に入管や在外公館の担当者から変わらず拒否された際に、同様にケースで入国できた事例があると言うこと以外、対抗できる明確な根拠も示せない状態にあった。

そのような事情もあって、当事者らによるメディアを通じた問題の訴えも実行・継続されていた。例えば、七月九日前後には、共同通信にて外国籍配偶者等の入国問題が扱われ、家族の再会を求める声は政府にとって緊急性が低いのかと問いかける当事者の声や、国際人権法上・人道法上の問題を指摘する弁護士の見解などが報道された⁽⁸⁰⁾。また、七月二一日に筆者自身もペンネームで『現代ビジネス』に寄稿し、外国籍配偶者等の置かれた状況や入国制限の実態を紹介しつつ、担当者の裁量による対応の不統一を防ぐため「特段の事情」の具体的基準を公表することや、政府が緩和を周知することなどを求めた⁽⁸¹⁾。

これらの活動との因果関係は不明だが、七月二九日には入管の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国等を許可することのある具体的な事例」の文書が更新され、再入国者向けの要件が緩和されるとともに、「日本人・永住者の配偶者又は子」や「定住者の配偶者又は子で日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある」者の新規入国が「特段の事情」に該当すると公表された。⁽⁸²⁾同時に、外務省の方でも新規入国ができるよう通達が出されたものと思われる。⁽⁸³⁾この措置の背景として、七月二二日の対策本部にて北村国家安全保障局長が「人道上の観点等も踏まえ、在留資格保持者等の再入国等を順次許可する措置を進めてまいります」と述べた上で「国際的な人の往來の再開等」と題する文書が発表され⁽⁸⁴⁾、それを受けて入管・外務省が再入国を可能とする範囲を拡大していたこと⁽⁸⁵⁾、また抗原定量検査の導入によって、水際での検査体制を維持しつつ入国制限のある程度緩和し得る目処が立ったことなどが挙げられる。⁽⁸⁶⁾

なおも実施過程での混乱は多かったものの、七月末以降、外国籍配偶者等の日本への入国には障害が少なくなり、家族との再会を果たす報告も増加した。実際、「日本人の配偶者等」の在留資格で新規入国した外国人数は、二〇二〇年六月は七十七人、七月は一五八人だったが、八月には七〇一人となっている。⁽⁸⁷⁾筆者の配偶者も、七月前半に在外資格証明書を受領し、八月中に入国することができた。こうして、一度目の入国制限（二〇二〇年四月―七月）の問題は解決されていた。

ところで、当時の政治方面やメディア、ネット上の言説においては、再入国者や外国籍配偶者等の入国を人権・人道上の問題と捉え、そのために「特段の事情」の明確化を求める意見は少数であった。「特段の事情」に関してむしろ流通していたのは、「特段の事情」を隠れ蓑に密かに外国人が入国しているなどと述べ、外国人の入国を文字通り

ゼロに近づけるようにするためにその明確化を求める方向の意見であった。

当時の議員の中でこの見解を代表していたのが、大塚耕平参院議員（民進）であった。大塚議員は、世界大の入国制限が実施された四月以降、「特段の事情」による入国者の内訳や国籍別人数などの情報公開を、入管などに対して繰り返し求めていた。⁽⁸⁸⁾ また、六月一二日には、これらの問題について参議院財政金融委員会で質疑も行っている。⁽⁸⁹⁾ 大塚議員は七月一九日時点で、「日本人、外国人の区別なく、人権保護は政府の当然の責務です」としつつも、「外国人の人権保護」と「国民への説明責任」は別の問題であり、前者を理由に後者を軽視することは許されません」と述べている。その上で、「大手メディアが報じない重要なデータがあります。入国拒否国からの入国者数（二月一日から七月九日分）を見ると、審査対象者数五二三八八人のうち「特段の事情」による入国者数五一五七二人となっています」「入国拒否国からは入国できないと考えるのが普通ですが、入国希望者をほぼ全員入国させている」「入管庁の資料には「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は定住者の在留資格を有する外国人が再入国許可により出国した場合であっても、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので、上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようにお願いします」と明記してありますが、現実にはほぼ全員を再入国させています。これでは原則になりません」などと主張していた。⁽⁹⁰⁾

大塚議員の議論もまた、入管の内部向けと外部向けの対応の差異の問題に根差していたものではあるものの、その実態の把握には問題があると思われる部分が多い。例えば、上述の韓国へ葬儀に行けなかった事例では、出国する前に入管に問い合わせた結果、再入国できないと言われたために出国・再入国を断念している。また、当時の外国人の入国に際しては、上述のように、外国人が航空機に搭乗する前に航空会社スタッフが入管に代わって入国可否判断の実務を担当したり、外国人が搭乗する前にスタッフが入管に電話して入国可能かどうかを確認したりといった手続が

多く取られていた。これらを鑑みると、再入国を拒否され得る者はそもそも「特段の事情」での再入国を正式に試みる前に当局や航空会社から断念させられることが多かったと考えられる。このような事情は、当事者らにヒアリングすれば容易にわかることであっただろう。

大塚議員の議論は、表面上は外国人の人権も尊重するというポーズをとっていたが、その行論は特定の先入観に基づいており、「特段の事情」として入国する外国人に対する市民の否定的感情を直接・間接に刺激する効果を持っていた。⁽⁹¹⁾ 実際、当時の大塚議員のメルマガやSNS、動画、『月刊Canada』への寄稿などについては、⁽⁹²⁾ 排外主義的な層が多くフォローようになっていた。排外主義団体として知られる日本国民党の鈴木信行葛飾区議も、中国・韓国からの上陸拒否の継続を主張しつつ、「特段の事情」と称して入国が認められている不正な事実」の追及と称する活動を行っており、複数回にわたり入管などに声明書を手交していた。⁽⁹³⁾

大塚議員や鈴木議員などのフォロー層と、入国できない再入国者や外国籍配偶者等を念頭に「特段の事情」の明確化を求める層とは、ほとんど水と油の関係であった。例えば、筆者が執筆した『現代ビジネス』の記事は、インターネットの拡散力を用いて当事者らに情報を伝えることが目的の一つであり、実際にこれまで事情を把握していなかった当事者から感謝の言葉なども届いた。しかし、拡散のためにネットメディアを用いたことで、当事者以外にも、排外主義的な層を含む多数の読者にリーチすることになった。彼らの反応は総じて否定的かつゼノフォビックであり、国内でも家族に会えない人もいるのに外国人を優遇するのは何事だ、わがままを言うな、国際結婚の覚悟が足りない、家族ごと日本から出て行け、筆者は出羽守・売国奴である、偽装結婚で外国人が入ってくる、外国人（とくに中国人や韓国人）は一人も入れるな、入国制限は「当然」（理由はなし）、などといった趣旨の反応が多かった。⁽⁹⁴⁾

当事者たちや井上議員の「特段の事情」へのアプローチと、大塚議員やそのフォローワールの「特段の事情」へのアプローチは、正反対の方向ではあるものの、「特段の事情」の外部への明確化を求める点では共通していた。しかし、前者が当事者らが入国できていないという多数の実体験を元に構成されていたのに対し、後者は外国人が密かに入国しているに違いない、そこから感染が拡大しているに違いないという先入観を基盤に構成されていた。この意味で、両者は同じコインの表裏に見えつつ、言説の確度には大きな差が存在していた。

もっとも、当時の一般の市民の間では、「特段の事情」に強い関心があるというよりは、何となく現段階での外国人の入国緩和には不安がある、といった程度の理解が大半であったように思われる。家族離散の状況が生じていることも知らない者が大多数で、それを知った上だと一定の同情を示したり、反対に「仕方ない」などと言ってくるのが、当事者が経験した相場感であった。上記の過程において、筆者は自民党から共産党まで連絡を取ったが、多数の市民の無意識を反映するかのように、与野党ともに反応は薄かった。これは、与党内の排外主義に近い層が、安倍政権下では党内から反対の声を上げづらい状態であったと同時に、野党側は基本的に政権の水際対策の遅れを批判し、むしろその厳格化を強く主張していたことも関係しているだろう。その意味では、当時消滅しかかっていた希望の党所属の井上議員は、少数派であるがためにこそ、少数派の声に耳を傾ける余裕があったのではないかとも思われる。

しかしながら、感染状況や政治状況が変化すれば、このような構造も連動して変容することとなる。変異株が拡大する中で、後に日本人の外国籍配偶者等に対する二度目の入国制限実施を招いたのは、主として排外主義的な層による「特段の事情」へのアプローチであった。

三 二度目の入国制限（二〇二一年一月―三月）

（一）政策形成過程（二〇二〇年二月―二〇二一年一月）

二〇二〇年八月以降、「特段の事情」は拡大され、再入国・新規入国できる範囲の外国人は増加していった。ビジネス・トラックおよびレジデンス・トラックという二国間での出入国の枠組みが段階的に実施され、さらに一〇月からは、入管法第五条第一項第一四号に依拠する入国制限の枠組みを維持しつつも、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、全ての国・地域からの新規入国が原則として認められた。⁽⁹⁵⁾

こうして国際的な人の往来が回復するかに見えたが、変異株の登場が、入国制限緩和の方向を逆流させることとなった。十一月末以降、国内の感染者数が増加する中で、対策が後手に回ったと市民の批判が強まり、一二月四日の対策本部ではGo Toトラベル事業の一時停止が決定された。⁽⁹⁶⁾ 英国などで確認された変異株による新たな感染拡大が懸念されたのはこの頃であったが、政府内では全世界対象の措置は不要との声も根強かった。しかし、Go Toトラベル事業停止の判断の遅れという批判に応えるためにも、水際対策の強化は国民の広範な理解が得られると踏んで、政権は再度の入国制限に動いた。⁽⁹⁷⁾ 対策本部は二月三日以降、「水際対策に係る新たな措置」と題する文書を出して発表し、英国や南アフリカからの新規入国の停止や入国検疫の強化、査証制限を順次決定していったが、二六日には二〇二一年一月末まで「全ての国・地域からの新規入国の一時停止」が決定、二八日から実施された。⁽⁹⁸⁾

ただ、政府が実施した「全ての国・地域からの新規入国の一時停止」によって停止されたのは、一〇月から開始さ

れていた、受入企業・団体の存在を条件に新規入国を認めるという措置であった。従って、その表題が一見して与える印象にかかわらず、ビジネス・トラック・レジデンス・トラックや人権・人道上の理由などによる新規入国は含まれていなかった。これは、一〇月の措置自体がそのような名称を用いていたことに起因するが、政府としても全世界を対象とする措置と銘打つことで、水際対策の強化をアピールしたかったものと推測される。しかし、部分的な入国制限緩和が屋上屋を重ねる状態にあった、当時の入国制限の全体像を正確に把握している者は多くなかったため、この表現は却って混乱を引き起こした。

例えば朝日新聞は、一月五日に「外国人新規入国、全面停止へ 中韓などビジネス関係者も」と題する記事を公開したが、その第一段落で「これにより外国人の新規入国は事実上、全面的に止まる」と書きつつ、記事の末尾は「人道上配慮が必要な例など「特段の事情」がある外国人は、引き続き特例的に入国を認める方針だ」と結んでいる。⁽⁹⁹⁾しかし、特例的に入国ができる事例があるのならば、全面的に止まったわけではないことになるので、一見するとこの記事は内容が矛盾する。政府発表が与えた印象のために、おそらく担当記者も混乱しており、そのために読者も混乱することとなった。このような論旨の混乱した報道は当時複数見られ、一部の議員や市民の間では、政府は「全ての国・地域からの新規入国の一時停止」と称しつつ、実態は抜け道が存在するのではないか、「ザル入国」なのではないか、と猜疑が深まる結果となった。

政権は九月に安倍政権から菅政権に変わっていた。菅政権の入国制限の政策形成は、対策本部を中心とする枠組みは引き継いだものの、国家安全保障局の関与の低減という大きな特徴があった。対策本部の会議において、北村国家安全保障局長の出席・発言があったのは、国際的な人の往来再開につき報告した一〇月三〇日の第四四回までであっ

た。⁽¹⁰⁰⁾ 新型コロナウイルスに係る対応に関する国家安全保障局の緊急事態大臣会合も、一〇月三〇日に開かれた後、二〇二一年五月一九日まで開催されなかった。⁽¹⁰¹⁾

国家安全保障局を官邸主導の基盤としていた安倍政権とは異なり、菅政権は相対的に国家安全保障局を重視せず、対策本部において官邸や各省が集う本来の形に近いスタイルとなった。一二月末以降の入国制限が、「水際対策に係る新たな措置」と題する対策本部発の新たな文書形式により行われ、国家安全保障会議決定や閣議了解の形式を引き継がなかったことは、入国制限の長期化のためでもあるだろうが、政策形成過程の変化を例証している。代わって入国制限の統合調整を実質的に担っていたのは加藤勝信官房長官やその周辺であり、実際に一二月以降の対策本部の会議では、加藤官房長官が入国制限について報告するようになっていた。⁽¹⁰²⁾ しかし、緊急事態を名目に中核を担っていた国家安全保障局の存在感の低下は、むしろ自らこそが緊急事態に対処し得ると考える与野党の議員などが、政府中枢や入管・外務省に入力するのを容易にした。とくに顕著であったのは、自民党外交部会を中心とする自民党議員の活動であった。

政府は一月四日、ビジネストラック・レジデンストラックの枠組みにおいても、相手国にて変異株が確認された場合には停止すると決定したが、自民党内の反発は大きかった。七日に開かれた自民党の新型コロナ関連会合では、約一〇人の議員からビジネストラックの即時中止を求める意見が相次ぎ、下村博文政調会長は同日中に加藤官房長官などに電話で停止を要請した。⁽¹⁰³⁾ 八日に二度目の緊急事態宣言が発せられると、入国制限の厳格化を求める声はさらに高まった。自民党の佐藤正久参院議員・党外交部長は、自身の「Twitter」アカウントに「春節に併せて観光兼ねたビジネスマンが来る可能性と入国後の行動確認が甘いまま。緊急事態の今は変異株阻止を重視すべき」「今は国内に変異種を入れない為にも、性悪説に立ち、ビジネストラック等外国人の入国を止めるべき時期」などと投稿している。⁽¹⁰⁴⁾ 一二

日の自民党外交部会では、議員一三人が入国の全面停止を主張した。佐藤議員は「緊急事態宣言は国民の共感を得なければ機能しない。国民の共感を得るためにもビジネス往来を止めるべきだ」と主張し、別の出席者らは「ビジネスと言いながら観光客が入っている」「中国や韓国に配慮しているのではないか」「緊急事態宣言で国民が我慢しているのに、なぜ外国人を入れるのか」などと批判した。⁽¹⁰⁶⁾同日には、自民党の「日本の国益と尊厳を護る会」の青山繁晴参院議員が官邸を訪ね、ビジネストラック・レジデンストラックの即時停止を強く求めた。⁽¹⁰⁶⁾

政府内では菅首相がビジネス往来の維持を強く主張していた。もともと四日に内閣官房と関係省庁はビジネストラック・レジデンストラックの全面停止案を用意していたが、「首相は入国継続に強い思いがある」ために流れた形となっていたという。⁽¹⁰⁷⁾しかし、自民党内の保守派に強い影響力を有していた安倍首相とは異なり、そのような力を持たない菅首相は、党内の反発に抗しきれず、政府は一三日にビジネストラック・レジデンストラックの停止を決定した。⁽¹⁰⁸⁾佐藤議員は、「やっと外交部会要望をほぼ政府が受入れ。外国人ビジネスマンの入国停止「…」を総理が発表。国民世論の後押しも有効だった。感謝」とツイートしている。⁽¹⁰⁹⁾

入国制限厳格化を求める自民党内の波は、ビジネストラック・レジデンストラックの停止のみに止まらなかった。一日に佐藤議員は、党内の会合で「国の水際対策は、まだまだ甘い。『特段の事情』があれば入国できる余地があるのを、国民は不安に思っている」と述べた上で、自身のアカウントで「外交部会、水際対策の『水漏れ』対策を議論。ビジネストラック等が停止でも実は人道上の理由等特別の事由があれば外国人が入れます。一二月は四九九一名がそれに当たります。基準が曖昧だと漏れます」とツイートし、「特段の事情」を次の目標に定めた。⁽¹¹¹⁾一八日の自民党外交部会でも「特段の事情」による新規入国を扱い、関係省庁からの回答を得ていた。⁽¹¹²⁾

この潮流の中で、ほのめかしに留まらず、より直截的な言葉を選ぶ議員やメディアも現れた。夕刊フジのオンライ

ンメディアである *zakzak* は、佐藤議員の発言を引きつつ、「実は、昨年一二月だけで、五〇〇〇人近くが「特段の事情」などを理由に入国している。こんなに多くて「特段」といえるのか？危険な変異種流入を防ぐことができるのか？」「政府は今回、二月七日まで、一一都府県に緊急事態宣言を再発令したが、「特段の事情」による外国人入国者は減るのか。日本国民の理解はどこまで得られるのか」と述べ、「特段の事情」による入国者数が多過ぎると批判した。⁽¹¹³⁾ 自民党の菅原一秀衆院議員は一月一六日、自身の「twitter アカウントで「#ビジネスストラックの全面停止は二月七日まで。ただし、昨年一二月には中国から八七〇人、米国から「ママ」五九六人が#特段の事情で入国。この際、あらゆる感染リスクを排除するため、特段の事情で入国する往來する日本人、在留資格をもつ永住外国人の配偶者や子どもの入国も制限すべき。各方面に強く要請します」とツイートし、外国籍の配偶者・子と日本人家族の離散を引き起こす措置の実施を明確な表現で主張した。⁽¹¹⁴⁾ 他のメディアでも、「特段の事情」による外国人の入国を制限し、ゼロに近づけるように求める声が相次ぎ、「特段の事情」によって入国した中国人がシノファーム製の闇ワクチンを持ち込んでいるなどといった陰謀論さえ登場していた。

「特段の事情」を含め、入国制限の厳格化を求める声は、与党にとどまらず、政権批判につなげたい野党側からも上がっていた。例えば一月一〇日、蓮舫参院議員（立民）は「昨年の春節時に中国全土からの日本入国を止めなかった反省に何も学んでいません」「…日本入国一時全面停止を求めています」と、辻元清美衆院議員（立民）は「私も今は海外からの入国を一旦中止する必要があると思います」と、それぞれの「twitter アカウントでツイートしている」。⁽¹¹⁵⁾

とくに熱心であったのは国民民主党であった。党首の玉木雄一郎衆院議員は、一月一三日の衆議院内閣委員会、「アクセルとブレーキを同時に踏んでいるような印象がずっとある」ため「国民に対しても明確なメッセージが伝わ

っていない」とし、その意味で「国内の皆さんにこうして緊急事態宣言を發出してさまざまな移動等の制限を求めるのであれば、その期間は少なくとも、ビジネスストップも含めて全面的に全世界からの入国を停止すべきだと思います」と主張した。⁽¹¹⁷⁾ ビジネスストップ停止後の二一日の本会議では、玉木議員は、「ビジネスストップを含む例外なき入国禁止についての総理の判断の遅れが水際対策の失敗につながったのではないですか。しかも、今後も特段の事情がある場合には引き続き入国が認められることになっていますが、その法的要件は曖昧です。定義をお示しく下さい」と問いかけた。⁽¹¹⁸⁾ やや時期は離れるが、当時国民民主党に参加していた大塚議員も、「当初の「特段の事情」による入国者の過半を占め、今も「…」外国人入行者「ママ」の中で一定割合を占める「永住者」「定住者」及び「永住者、定住者、日本人の配偶者」「ママ」等に関しても、日本特有の背景と問題があります。政府はコロナ対策との整合性とともに、在留外国人の現状と外国人政策に関する国民への説明が必要です」と主張し、日本人の外国籍配偶者等に何らかの問題があると直截的に述べていた。⁽¹¹⁹⁾

「特段の事情」による新規入国の制限を求める言説には、事実認識に問題があると思われる部分が多かった。第一に、大前提として、「特段の事情」では観光のための入国は不可能であった。⁽¹²⁰⁾ 入国可能な家族の範囲も、配偶者や子に限られた。第二に、中国からの入国者の脅威は、明らかに過大に見積られていた。当時は外国から中国に戻ると、二週間にわたるホテル等での厳格な隔離の後、さらに住居での一・二週間の隔離も実施されていた。⁽¹²¹⁾ これは中国国外から国内への移動だけでなく、中国国内における移動においても同様の厳格な隔離が実施されていた。⁽¹²²⁾ さらに、数例陽性者が見つかっただけで、外国から中国へのフライトそのものが中国政府当局から二週間停止させられることさえあった。⁽¹²³⁾ これらの状況を鑑みると、もし仮に日本に入国できたところでスムーズに中国に戻ること自体が非常に困難であって、二〇二一年の春節に中国人観光客が入国制限をかいくぐって日本に大勢やって来るなど考えるのは、端

的に非現実的な想定であったと言える。第三に、第五章で詳述するが、「特段の事情」の新規入国を制限したところで、その措置の対象となる者は帰国者・入国者数の全体からみれば僅かな人数に過ぎず、公衆衛生上の観点からの効果は大きくなかった。にもかかわらず、この措置は当事者個々人への人権・人道上の問題を不可避免的に引き起こすので、このような形で入国制限は合理的な措置とは言えなかった。これらは、日本の入国制限の実情や、当時の各国のコロナ対策などを検討すれば、容易にわかることであったと言える。

しかし、当時の一部の議員や世論は、二〇二〇年の同時期に中国からの入国を早期に止めなかったことで国内の感染拡大につながったという前例への懸念や、日本人が緊急事態宣言で自粛しているのに外国人が入国するのは国民の「共感」を得られないという議論、また単純にゼノフォビアなどに基づいて、このような主張を展開していた。入国制限それ自体の内容や効果よりも、むしろそれが国内に対して持つ象徴的な効果の方に議論の重心が傾いており、その意味で入国制限は国内対策となっていたと言える。この状況に、各議員の緊急事態や国防を担うというアピールや、政権批判の意図などが重なり、やがて新規入国者数の制限自体が目的化していった。

与野党からの「特段の事情」への厳しい視線に対し、政府側は「特段の事情」の範囲を狭く印象付けようと試みていた。上記の玉木議員の本会議での質問に対し、菅首相は、「特段の事情について、入国を認める場合には、例えば、親族が重篤な状態にあるため訪日するなど人道上の配慮を必要とする者、公益上の必要性のある者が含まれます。これらの者について、「…」必要な防疫措置を取ることを条件に、入国を認めております」と応じている。⁽¹²⁴⁾「特段の事情」を個別の人道上の配慮などに限定する傾向は、政府関係者に取材したと思われる当時の報道などでも見られた。⁽¹²⁵⁾

この内容は間違いではないが、入管の示す枠組みによれば、「特段の事情」はより広い範囲を指すものであった。

当時、入管が公表していた「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」と題する文書によれば、「特段の事情」として（一）再入国者、（二）新規入国する外国人であって、日本人・永住者・定住者の配偶者等や、一定の条件の下で「教育」「教授」「医療」などの在留資格を取得する者、また一〇月以降の「全ての国・地域からの新規入国」措置の対象者など、（三）ビジネストラック・レジデンストラック対象者、（四）その他人道上の配慮など個別の事情に応じるもの、と四つの類型が挙げられている。⁽¹³⁶⁾つまり、ビジネストラック・レジデンストラック対象者や、一〇月以降の「全ての国・地域からの新規入国」も、本来的にはすべて「特段の事情」の範疇にある扱いとなっていた。しかし、佐藤議員や玉木議員その他の用語法では、上記の二つを除く新規入国者を「特段の事情」と扱っているため、「全ての国・地域からの新規入国」措置以外の（二）、および（四）が「特段の事情」の範囲となる。さらに、菅首相をはじめ一〇月頃の政府の説明では、（四）がとくに前面に押し出される形となっていた。このように、各々のアクターの意図に応じて、「特段の事情」という語の示す範囲は伸縮して用いられていた。

一月一四日以降の入国制限の実態としては、（一）、「全ての国・地域からの新規入国」措置以外の（二）、および（四）が「特段の事情」を構成していた。「特段の事情」の新規入国者数の低減を求める声を受けて、政府側は最終的に、説明を実態に近付けるのではなく、実態の方を自らの説明に近付けることを選択したようである。外務省領事局外国人課は二五日、在外公館宛に突如通達を出し、二六日から日本人の外国籍配偶者等を含めて「特段の事情」による新規入国の制限を開始した。⁽¹³⁷⁾だがそれは、在外公館や当事者らの間で、大きな混乱をもたらすものとなった。

（二）『対策』形成過程（二〇二一年一月―三月）

外国籍配偶者等や日本人家族などの当事者側にとってみれば、二〇二〇年一二月末以降の入国制限の政策形成過程

は、以前の入国制限が再び導入され、また多くの経済的・精神的な被害が生じるのではないかとこの恐れが強くなっていく過程であった。

「全ての国・地域からの新規入国の一時停止」の措置は、その文言が一見して与える印象から、外国籍配偶者等も対象となるのではないかと懸念され、当事者らの間で混乱を引き起こした。そうではないことがわかった後には、筆者を含む当事者らは、なおも外国籍配偶者等であれば入国可能であることを他当事者らに周知する活動をオンライン上で行なっていた。与野党の議員の反対からビズネストラック等が一時停止された後、「特段の事情」へと彼らの矛先が向いた際には、筆者は危機感を覚えたものの、それでも政府が「特段の事情」を制限することはないだろうと、政府や入管・外務省の関係者などをおる種信頼していた部分があった。

一月二六日夕方、ある当事者が、自身の外国籍配偶者に前日発行された査証が、在外公館から突然剥奪されたこと「Twitter」で訴えたのが、当事者側から見た事の発端であった。

報道でも外務省のウェブサイトでも、この時点で外国籍配偶者等への入国制限については、何も情報が公開されていなかった。情報が錯綜する中で、筆者を含む当事者らが各国の日本の在外公館に連絡し、確認した内容を総合したところ、二五日に外務本省から通達があり、日本人の外国籍配偶者等を含む「特段の事情」による新規入国のための査証の発給が二六日から停止されたとのことであった。同日中に、筆者らは管轄の外務省領事局外国人課に電話で確認したが、課の職員は、在外公館にそのような通達は出していないと明確に否定した。

翌二七日午前一〇時頃、別のある当事者が、在サンパウロ総領事館のウェブサイトにて、今回の措置につき情報が更新されていることに気がついた。その内容は以下になっていた。

二〇二〇年二月二十八日から日本人の配偶者、永住者の配偶者、日本人の子及び定住者「…」のみ新規査証申請の受付を行っていました「…」が、日本政府による緊急事態制限発令「…」をうけ、一月二六日から新規申請及び交付について以下のとおり変更します。

一 申請

日本政府は緊急事態宣言発令を行っているため、真にやむを得ない事情がない限り、日本政府による緊急事態解除宣言まで日本への渡航を延期いただきますようお願いいたします。真にやむを得ない事情がないと判断される場合には、申請は受理されません。「…」

二 交付

現在、当館において査証申請中であり、査証未交付の方につきましても、緊急に渡航する事情がある場合を除き、日本政府による緊急事態宣言が発令されている現状に鑑み、日本政府による緊急事態解除宣言まで渡航を延期いただきますようお願いいたします。緊急に渡航する事情が認められない場合には、査証の交付は延期されます。

「…」

その上で、「日本に緊急に渡航する事情がある方」については、日本で査証の受理・交付に関する審査を行うため、「訪日の必要性及び緊急性を記した理由書、当該事情を説明する疎明資料」の提出が必要であるとした。さらに、「審査には相当の日数を要する可能性があります」と結んでいる。⁽¹²⁸⁾

外国人課が二五日出した通達に対し、筆者は後に開示請求を行ったが、その内容の全てが黒塗りとなっていた。⁽¹²⁹⁾

ただ後に述べるように、実際に行われていた措置は在サンパウロ領事館のページの通りであったため、上記の文章は通達の内容とほぼ同義と考えて良いと思われる。

在サンパウロ総領事館のページは、同日の午後三時半頃までには削除された。その直後、午後三時四七分から行われた外務報道官の記者会見で、ある記者がこの混乱につき質問し、以下のような問答がなされた。

(記者)「…」「特段の事情」として、現時点でも入国が認められている外国人、日本人の配偶者の外国人の方の、ビザの発給が何か行われていないとか、ビザの発給が停止されているとか、そういったいろいろな情報が飛び交っていて話題になっているのですけれども、実際のところ、何らかのビザ発給条件の厳格化といったことが行われたのかどうか、そこを知りたいと思います。あと、いつからそのような措置が始まったのかというところですか、(外務報道官)「…」特段の事情の認められる外国人の方々への査証の発給についてですが、緊急事態解除の宣言が発せられるまでの間は、いわゆる特段の事情性、その期間に來日が本来に必要なのかどうか、ということの判断について、真に緊急で入国する必要がある方なのかどうか、個別の事情を慎重に検討することになっています。『…』いつからやっているのかということですが、これは基本的には査証業務の運用上の詳細、具体的な運用の仕方ということですが、日本時間の一月二六日から実施をさせていただいています。

(記者)「…」これまでは特段の事情ということは、日本人の配偶者とか永住者の配偶者といった場合は、その立場をもって特段の事情ということで認められたと思うんですけれども、それだけでは駄目で、そこから更に、本当に今来る必要があるのかと、そういったことも含めてビザを申請した場合の審査を厳しくしたという理解でよろしいのかということと、それはあくまでも新規に來る方ということでもいいかという、その点お願いします。

（外務報道官） 今回の、そういった緊急事態宣言下における査証発給の運用の在り方につきましては、基本的にはまず査証の申請に來られた方に、要するに解除されるまでお待ちいただけなのかとまずお尋ねをして、できればちょっと先延ばしをしていただけないかというお話をさせていただくこととなります。他方、それを待っていることができませんという方については、全てその事情について詳しいことをご説明いただいて、それを個別に判断させていただくというところで、今現在、全体として新しい外国人の方に入国をご遠慮いただいている中の一環として、今回そのような運用をさせていただくということです。これは基本的には、新規に査証の申請をしてこられる方を念頭に置いたものです。

その上で、記者が「外務省としては、ホームページ上にそれをきちんと載せるとかですね、あるいは法務省も関係するかもしれませんが、政府のどこかの機関の中で、そういった情報としてきちんと提示するということは考えていらっしゃるのでしょうか」と質問したのに対し、外務報道官は、「恐らく、特に日本人の配偶者であるとか、子であるといったような方で、新しく査証申請される方は、そんなに多くはないのかなと考えます」と述べつつ、担当部局で検討中である旨を回答している。⁽³⁰⁾

筆者は二八日付で外務省に要望書を送り、この措置を直ちに撤回することを求めた。併せて、仮に撤回が不可能な場合は、措置の具体的内容や経緯等をウェブサイト公表すること、「真に緊急で入国する必要がある方なのかどうか、個別の事情を慎重に検討する」措置が外国籍配偶者等の実質的な入国制限とならないよう柔軟に審査を行うこと、緊急事態宣言の終了後は措置を直ちに撤廃すると明示すること、などを要望した。⁽³¹⁾ 前後して、他の当事者らも、外務省や在外公館などに対し、様々な方法で抗議や不満、要望を伝えたものと見られる。また、一部の在外公館からも、

本省に対してウェブサイトを更新するよう申し送りがあったようである。⁽¹³²⁾

その後、二九日に外務省はウェブサイトを更新し、「特段の事情」に関する部分に次のように赤字で加筆した。在サンパウロ総領事館のページも、一月二九日に同じ文章に書き変わっている。⁽¹³³⁾

現在、日本では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として緊急事態宣言が発令されています。緊急事態宣言が発令されている間は、出来るだけ人の往来を減少させるために、真に急を要する場合を除き、日本への渡航日程を緊急事態解除宣言が発せられるまで延期することについて、ご理解とご協力をお願いいたします。⁽¹³⁴⁾

外国籍配偶者等に対する二度目の入国制限は、その実行にあたり上記のような混乱をもたらした。この措置の特徴として、次の三点が挙げられる。

第一に、この入国制限は、外務省領事局外国人課から在外公館への通達のみに基づいて、事前の告知などもなく突如実施されたことである。コロナ禍での入国制限の厳格化に際しては、報道が先行しつつ、対策本部にて関係各省の合意の上で文書が公表され、その一日から数日後に実施されるのが常であった。しかし二度目の入国制限では、事前の報道もなく、前後の対策本部での措置が合意された様子も見られない。外務省は、自らの措置について文章を公表することのないまま、できるだけ目立たない形で外国籍配偶者等の新規入国を制限しようと試みた。それは当事者らの間の情報共有などによって直ちに露見したが、その後も在外公館のウェブサイトを削除するなど、外部に出る情報量を絞ろうとした。記者会見で質問されるに至って初めて認めたが、それでも「恐らく、特に日本人の配偶者であるとか、子であるといったような方で、新しく査証申請される方は、そんなに多くはないのかなと考えます」と当事

者らの存在や権利を軽視し、結局、ウェブサイトで公表は数日後となった。

さらに、ウェブサイトの説明では緊急事態宣言が理由として挙げられているが、それならば一月八日の発令と同時に入国制限を開始すべきであって、発令の二・三週間後から実施する理由も不透明であった。外務省の対応が後手に回る中、当事者らの間では、自身や家族の入国が制限されることに対する衝撃とともに、説明責任を果たさないことへの不満も蓄積されることとなった。

第二に、入国制限の実施にあたり、外務省と、入管を含む関係省庁や在外公館との連携が十分にとれていなかったように見えることである。第二章でも論じたように、これまでの入国制限の厳格化や緩和においては、入国制限が関係各省の権限にまたがるために、事前に打ち合わせがなされた上で同時に新たな措置を公表されるのが常であった。しかし、二度目の入国制限の導入当初では、入管では在留資格認定証明書の審査は止まっておらず、入管の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」の内容にも変化がなく、外務省の査証制限だけが突出する形となった。入管は少なくとも二月五日以降の段階になって、上記文書に外務省と同一の文言を赤字で追記し、事後的に入国制限措置の整合性を取り繕った。⁽³⁵⁾

多くの在外公館にとっても、この措置は寝耳に水であったようである。筆者が把握している中には、査証発給を制限されたある当事者が在外公館の職員からこの措置の説明を受けた際に、職員から平謝りされたという事例さえあった。政府内どころか、外務省内でさえもコミュニケーションに不十分なままに、政策が決定・実施されていたと言える。

第三に、「できればちょっと先延ばしをしていただけかというお話をさせていただく」「日本への渡航日程を緊急事態解除宣言が発せられるまで延期することについて、ご理解とご協力をお願いいたします」などと、あたかも

『要請』のような体で文章が書かれているが、当事者側から見れば実質的に強制に近かったことである。

そのような『要請』を断ったところで、「真に急を要する場合」に該当しないと外務省や在外公館の職員が判断した場合には、そもそも申請を受理されることもなかった。行政手続法が外国人の出入国には適用されないこともあって（行政手続法第三条第一項第一〇項）、査証の発給は完全に外務省の裁量となっており、申請が受理されなかったり、審査の結果発給されなかったりしたところで、外国人の側から不服申し立てをすることはできない。査証審査におけるこのような制度設計は、入管の上陸審査において上陸拒否となった場合、当該外国人は法務大臣に異議を申し出る道が制度上開けていることとは異なるものであった（入管法第一条）。このように当局が大きな権限を持っており、また査証がなければ新規入国は当然不可能であることを考えると、『要請』に対抗する術は当事者にはなく、その意味で国内のコロナ対策における『要請』とも本質的な意味で異なっていた。

上記三点その他の大小の問題を抱える措置であったことを、外務省の関係者などが理解していなかったとは思えない。関連する開示文書なども黒塗りであり、⁽¹³⁶⁾具体的な因果関係は不明だが、このような措置が急遽とられることとなつたのは、先述した一部議員や世論の圧力のためと考えるのが自然だろう。二月一日、菅原議員は衆議院の内閣委員会厚生労働委員会連合審査会で「特段の事情」の自身につき質問し、政府側は「直近一週間の平均で、新規入国の外国人は一日約六〇人」と回答している。⁽¹³⁷⁾二月五日には自民党外交部会・外交調査会合同会議にて、参加議員からは「特段の事情とはどういう理由になるのか?」「新規再入国に関して、感染がどの程度あったのか?」「特段の事情でなぜ六六一人も入ってきているのか?チェックはちゃんとしてるのか?」などの質問があり、検疫担当からは「一件、一件、中身を確認して行っている。主な事情として、『ご遺族「ママ」「ご家族」の誤りと思われる」の危篤状態⁽¹³⁸⁾『厳格に緊急性があるのか』適切に判断している」といったやりとりがなされていた。一部議員の追及を受ける中で、

関係省庁の担当者、とくに外交部会とつながりの深い外務省の担当者には、追及を回避するために入国者数を引き下げたいという誘因が生じ、他方で人権・人道上の考慮を公に否定することも實際上困難であったため、最終的に上記のような特徴を持つ入国制限が実施されるに至ったものと考えられる。

二度目の入国制限は、日本人の外国籍配偶者等であっても、実質的に新規入国できないとする措置であった。外国籍配偶者等の新規入国は、通常は長期間の居住を予定しており、数ヶ月から一年以上の時間をかけて準備している。渡航に備えて仕事を辞めていたり、住居を引き払ったりしていることも多い。妊娠中であったり、長期間の家族離散により精神的な問題を抱えている場合もあった。何の前触れもなく査証発給を停止したことで、入国できなくなった外国籍配偶者等や日本人家族などには、具体的な形で経済的・精神的な損害が生じており、中には非常に深刻な事例もあった。また、そもそも配偶者や子と離散状態になっていることや離散状態になり得ること自体が、人道的配慮の観点から問題であり、「特段の事情」や「真に急を要する場合」ではないのか、といった疑問も提起されていた。

その中で当事者側がとった「対策」は、次の二つであった。

第一に、なおも入国可能とされる「真にやむを得ない事情」「日本に緊急に渡航する事情」「真に急を要する場合」などが、具体的にどのようなケースを想定しているのかを確定することであった。多くの当事者が、この最低限度に縮小された例外規定に自身の事例が当てはまるのか、外国人課や在外公館へ相談・申請を行っていた。当局の反応は、当事者の個別の事情に加えて、担当者個々人の資質や主観的判断でも大きく異なった。中には、担当者が相当程度親身に対応し、必要な理由書や疎明資料の内容などについて踏み込んだ助言をし、「真にやむを得ない事情」が認められるよう最大限対応した事例もあった。他方で、疎明資料として診断書を提出したが、外国籍配偶者の入国がなけれ

ば治らないと明記されていないから受理できないと言われたり、数週間後には家も職も失うのに査証発給が拒絶され、外国籍配偶者がホームレスにならないように送金なり住む場所の手配するのは日本人家族の責任だと突き返されるなど、客観的に見て人権・人道上の配慮が必要と思われるにもかかわらず、外務省や在外公館の担当者らが極めて恣意的と思われる判断を行っている事例も多かった。また、「真に急を要する場合」と自ら掲げているにもかかわらず、審査に長期の時間がかかることを強調するなど、明らかに矛盾した説明も見られた。筆者の把握する限りでは、担当者らが好意的に尽力した事例に比べて、否定的・消極的な対応に始終し、申請の受理や審査を拒絶した事例の方が明らかに目立った。

この事実は統計資料からも裏付けられる。二度目の入国制限は、二度の延長をはさみ、一月二六日から三月二日まで継続した。「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は、二〇二一年一月に八三九人、二月に九六三人であったところ、一月には六一六人、二月には三五一人、三月には二五五人と減少し、入国制限緩和後の四月には五〇二人、五月には六三二人と回復した。⁽¹³⁹⁾この推移を考えると、二度目の入国制限期間中には、少なく見積もって一ヶ月あたり約三〇〇人程度（全体で約六〇〇人程度）、多く見積もって七〇〇人程度（全体で約一四〇〇人程度）の「日本人の配偶者等」の在留資格保持が「真に急を要する場合」が認められず入国を制限され、さらにその同数以上の日本人家族等が入国制限の影響を受けたことがわかる。「日本人の配偶者等」でない短期滞在や中長期の在留資格を持つ外国籍配偶者等も多かったことを考えると、被害を受けた者の数はより多くなると考えられる。いずれにせよ、「真に急を要する場合」は、端的に認められない事例の方が多かった。

「真に急を要する場合」の内容は、二度目の入国制限の開始から一・二週間程度経過すると、ある程度の予測可能性が立てられるようになった。とくに、家族離散によってメンタルヘルスを害していることを医師の診断書などで疎

明し、新規入国できた例は複数確認された。そもそも、二度目の入国制限が導入されても新規入国を試みる外国籍配偶者等や日本人家族は、少なくとも個々の当事者にとって緊急と思われる事情を抱えていることが多く、その中には長期の別離生活や、自身のパートナーや家族生活そのものを国に否定されていると感じたことで、メンタルヘルスに関わる症状を抱えていた者は珍しくなかった。⁽⁴⁰⁾ この例をはじめ、筆者を含む当事者らは、「真に急を要する場合」に該当し得る要件を、個別の事例を共有することで可能な限り抽出し、必要な限り多くの当事者と情報を共有することを目指した。

当事者側のとった第二の「対策」は、当該入国制限の人権・人道上の問題をアピールし、その撤回を求めることであった。しかしこの「対策」については、一度目の入国制限の際に比べるとスムーズには進まなかった。その理由としては、先述のように「特段の事情」の定義や範囲が混乱しており、かつ政府側が最大限情報を外に出さない形で制限を実行したために、二度目の入国制限の実態について議員やメディア、世論に十分に共有されていなかったことが挙げられる。

入国制限の開始直後、筆者は一度目の入国制限緩和の際に尽力した井上議員に直ちに連絡をとった。しかし、井上議員は、色々な関係者に話を聞いた上で、人道的な配慮はしっかりとすると政府が言っていたとして、このときは政府の判断を尊重し、一度目の入国制限緩和の際のような行動を取らなかった。当時の井上議員は、人権・人道上の配慮を重視する一方で、ビジネス関係者がコネなどを利用して「特段の事情」として密かに入国するような事態も問題視していたという。⁽⁴¹⁾ 筆者を含む当事者らは、他の政党や議員にも連絡したが、与野党が入国制限強化の方向で追及を続ける中で、芳しい反応はなかった。国会では、山尾志桜里衆院議員（国民）や佐藤議員が「特段の事情」に関する追及を続けていた。⁽⁴²⁾ また、大塚議員も「特段の事情」の問題についてメディアに登場していた。⁽⁴³⁾

筆者を含む当事者らも、メディアでのアピールを行なっていた。二月一三日の中日新聞で外国籍配偶者等の入国制限が初めて報道され、明確な説明がないまま措置が取られたことなどが問題視された。⁽¹⁴⁾ 一三日の The Japan Times では、政府の説明がない中で「Twitter」で初めて入国制限の実情を知ったという当事者の事例が紹介され、パンドミックに際して政府のコミュニケーションの欠如が浮き彫りになったなどと報じた。⁽¹⁵⁾ また、二〇日に筆者もペンネームで『現代ビジネス』に寄稿し、本稿に書いたように、外務省が突如として入国制限を始めた過程を描写した上で、その政治的背景を説明している。その上で、当事者の具体的な経済的・精神的損害や、規範的・公衆衛生上の問題点を指摘し、政府の説明が不透明であることを批判した。⁽¹⁶⁾ これらの記事は、外国籍配偶者等に対する人権・人道上の問題に加え、政府の説明責任やコミュニケーション不足を挙げていた点が、一度目の入国制限の際とは異なる特徴であった。

しかし、より大手のメディアなどでの報道はなかったために、多くの議員や市民は、外国籍配偶者等への二度目の入国制限によって、人権・人道上の問題が生じていた実態を十分に知らなかったのではと思われる。そしてまた、そのような報道が世論に受けないとメディア関係者が想像するだろう程度には、当時市民の大多数は――「保守」「リベラル」にかかわらず――意識的・無意識的に入国制限の厳格化を支持していたものと考えられる。

その後、政府は検疫措置を一定程度強化した上で、三月一八日に緊急事態宣言の解除を決定した。その段階で新規入国の査証の受付を再開する在外公館が見られ、最終的に二一日の解除後には外務省ウェブサイトで赤字の追記が削除された。査証審査が外務本省で主に行われることになったため、査証発給までに通常より時間がかかる手続きとはなったものの、⁽¹⁷⁾ こうして外国籍配偶者等への二度目の入国制限は緩和された。筆者個人としては、緊急事態宣言が終わるまでただ待機したに等しい結果であり、その意味で無力感を感じるとともに、今後のアプローチのあり方を根

本的に考え直すきっかけともなった。〔続く〕

【注】

(1) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナ対応民間臨時調査会―調査・検証報告書』デイスカヴァー・トゥエンティワン、二〇二〇年・竹中治堅『コロナ危機の政治―安倍政権の知事』中公新書、二〇二〇年・金井利之『コロナ対策禍の国と自治体―災害行政の迷走と閉塞』ちくま新書、二〇二一年・西田亮介『コロナ危機の社会学―感染したのはウィルスか、不安か』朝日新聞出版、二〇二〇年。また、佐藤信『新型コロナをめぐる政治』(二〇二一年二月五日)は、講義「現代日本政治」の副教材とのことであるが、二〇二一年二月初までの日本の政治過程とコロナ対応とを網羅的にまとめている。

https://drive.google.com/file/d/1vtJUP_w8C0DybnqIK03yoMuZNCagQs-W/view

なお、本稿では多くのオンライン上の資料を引用するが、それらはすべて本稿脱稿時点(二〇二一年一〇月一七日)に閲覧できるところを確認している。本稿でも利用しているが、仮にリンク切れとなった場合、Wayback Machineや国立国会図書館インターネット資料収集保存事業といったウェブアーカイブを利用することで、閲覧できる可能性が高いことをあらかじめ記しておく。

(2) 河合香織『分水嶺―ドキュメント コロナ対策専門家会議』岩波書店、二〇二一年・山岡淳一郎『コロナ戦記―医療現場と政治の七〇〇日』岩波書店、二〇二一年・日本経済新聞社政治担当論説委員『コロナ戦記―政治の中間決算』日経BP、二〇二一年

(3) 御厨貴、芹川洋一『日本政治 コロナ敗戦の研究』日経BP、二〇二一年

(4) 西村康稔『コロナとの死闘 幻冬舎、二〇二二年・田中一成『成田空港検疫で何が起きていたのか』扶桑社、二〇二二年・関なおみ『保健所の「コロナ戦記」―TOKYO二〇二〇―二〇二二』光文社新書、二〇二一年・特定非営利活動法人地域医療・介護研究会JAPAN、株式会社ヘルスケア・システム研究所『新型コロナウィルスとの闘い―現場医師120日の記録』株式会社PHPEディターズ・グループ、二〇二二年

(5) 以上に挙げた著作の他に、公衆衛生に関する国際関係を研究してきた詫摩佳代の『人類と病―国際政治から見る感染症と健康格差』中公新書、二〇二〇年、ドイツのコロナ対応を法制の面から解き明かした横田明美『コロナ危機と立法・行政―ドイツ感染症予防法の多段改正から』弘文堂、二〇二二年、そして「COVID-19特集」として国際法とコロナ禍の問題につき扱った『国際法外交雑誌』二二〇巻一・二号合併号(二〇二一年八月号)は、国際関係・比較法制・国際法といった各々の分野から、鋭い問いを投げかけている。

- (6) 日本の入国管理に関し、歴史的経緯や政策形成過程を扱ったものとして明石純一の研究などが挙げられるが、外国籍配偶者等を主要な対象としたものではない。明石純一『入国管理政策——一九九〇年体制——の成立と展開』ナカニシヤ出版、二〇一〇年
- (7) 例えば、竹下修子『国際結婚の社会学』学文社会、二〇〇〇年・嘉本伊都子『国際結婚の誕生——〈文明国日本〉への道』新曜社、二〇〇一年・賽漢卓娜『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房、二〇一一年・藤井勝・平井晶子編『外国人移住者と「地方的世界」——東アジアにみる国際結婚の構造と機能』昭和堂、二〇一九年・長坂香織・浅井美智子『国際結婚にみられる共生の形態——日本人と米国人のカップルの事例を手がかりに』『山梨県立看護大学短期大学部紀要』第六号、二〇〇一年、等々
- (8) 鈴木江理子編著『アンダーコロナの移民たち——日本社会の脆弱性があらわれた場所』明石書店、二〇二一年・室橋裕和『ルポ コロナ禍の移民たち』明石書店、二〇二一年・稲葉奈々子『新型コロナウイルス感染症拡大と非正規移民の子どもの社会的排除』『現代思想』第四九巻第四号、二〇二一年
- (9) 川村真理『新型コロナウイルス感染症と入国制限』『杏林大学社会科学学研究』三六巻一・二号、二〇二〇年・是川夕『国際人口移動の流れは変化したのか——パンデミック下の実態と今後のゆくえ』鈴木江理子編著『アンダーコロナの移民たち——日本社会の脆弱性があらわれた場所』前掲
- (10) 是川夕、前掲、二九九頁
- (11) 金井利之、前掲、一九〇頁
- (12) 同上、二五九、二六〇頁
- (13) この間に筆者が執筆した記事として、楠本漣（筆名）『安倍政権のせいで「家族と一緒」に暮らせなくなった」人たちの悲劇——「外国人上陸拒否」政策のシワ寄せ』『現代ビジネス』オンライン、二〇二〇年七月二日 (<https://gendai.media/articles/-/74183?imp=0>)；楠本漣（筆名）『日本人の家族が、外務省から突然「ビザを剥奪」されていた……！——外国籍の配偶者が入国を拒否されている』『現代ビジネス』オンライン、二〇二一年二月十日 (<https://gendai.media/articles/-/80421>)。
- (14) SNSの中でも「TwitterおよびFacebookが当事者」の間で主に用いられており、前者では筆者は@Stream_and_Wellとごうアカウントを用いていた。このアカウントからの発信は、現在でも閲覧可能な状態に保っている。なお、各方面への働きかけなどにおいて、実名でのコミュニケーションが求められる際には、その場に限って実名を出していた。
- (15) 実名での活動の成果（記事中に実名が記載されたものに限る）として、「入国規制、際立つ日本の厳しさ」「家族の絆」外国人は除外か』『毎日新聞』オンライン、二〇二一年二月十八日「インタビュー記事」(<https://mainichi.jp/articles/20211217/k00/00m/030/1040000>)；「新型コロナ オミクロン株拡大、外国人の入国禁止 脆弱な検疫、外国人にシワ寄せ」澤井勇海・学術振興会特別研

- 究員』『毎日新聞』東京夕刊、二〇二二年二月二七日「インタビュー記事」…「入国停止で家族と会えない」対応見直し求める署名を提出」NHK（オンライン）、二〇二二年一月六日「記事中に発言が引用」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220106/k10013418641000.html>)；「コロナ入国制限緩和を」1・2万筆 外国籍家族と離別・離婚まで』『毎日新聞』オンライン、二〇二二年一月九日「記事中に発言が引用」(<https://mainichi.jp/articles/20220108/k00/00m/040/134000c>)；「外国籍の家族に会わせて 入国制限緩和求め1・2万筆 コロナ禍、訪日できず離婚も」『毎日新聞』東京朝刊、二〇二二年一月二日「記事中に発言が引用」；「コロナ禍で浮き彫り 同性カップルの苦境にどう向き合うべきか」『毎日新聞』オンライン、二〇二二年五月一四日「インタビュー記事」(<https://mainichi.jp/articles/20220512/k00/00m/040/215000c>)；「同性パートナー、入国に壁 再発防止、同性婚合法化を 澤井勇海・学術振興会特別研究員」『毎日新聞』東京夕刊、二〇二二年五月三〇日「インタビュー記事」。その他、上記のメディアの英語版での翻訳記事も含む。また、研究報告として、「コロナ禍入国制限における政策と「対策」―日本人の外国籍配偶者／パートナーを中心に」二〇二一年度移民政策学会冬季大会、二〇二二年二月二日 (<https://researchmap.jp/i-sawai/presentations/36043435>)
- (16) 内訳は、入管に一回(六六件)、外務省に二回(五六件)、厚労省に三回(六件)、国家安全保障局に二回(二二件)、内閣官房副長官補に二回(七一件)となっている。詳細は別表を参照のこと。別表に記載した開示公文書については、筆者の researchmap (<https://researchmap.jp/i-sawai>) 上にて公開し、閲覧可能とする予定である。開示請求の活動は現在も継続しており、本稿の刊行日以後も、適宜開示公文書を更新するつもりである。なお、公開情報やメディア報道についても、可能な限りオンライン上でアクセス可能なものを引用している。
- (17) 「入国管理統計 入国審査・在留資格審査・退去強制手続等／在留資格別 在留資格認定証明書交付人員／二〇一九年」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003288483>)
- (18) 「令和元年(二〇一九年)ミサ(査証)発給統計」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00300500&tstat=000001142246&cycle=0&result_page=1&classval=0)
- (19) 「出入国管理統計 出入(帰)国者数／国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格／二〇一九年」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003288049>)
- (20) 既に別の中長期の在留資格を得て日本に居住している外国人が、「日本人の配偶者等」の在留資格を得る際にも、入管に対して在留資格変更許可申請を行い、在留資格を切り替えることとなる。二〇一九年に「日本人の配偶者等」に在留資格を変更した外国人は九八〇〇人となっているが(「出入国管理統計 入国審査・在留資格審査・退去強制手続等／在留資格別 在留資格変更許可人員／二〇一九年」(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003288577>))、この程度の人数が短期滞在で入国後に切り替えた者で、この程度の

人数が中長期の在留資格から切り替えた者であるかは、統計が公開されていないために判然としない。

- (21) 例えば、二〇一九年の「留学」の在留資格認定証明書の発給数は一二二六三七人、「留学」での査証発給数は一二一八五一人である（「出入国管理統計 出入（帰）国者数／国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格／二〇一九年」：「令和元年（二〇一九年）ビザ（査証）発給統計」）

- (22) 例えば、初めて入国制限が導入された時期の新型コロナウイルス対策本部の第四回会議（二〇二〇年二月一日）にて配布された「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る厳格な上陸審査の実施状況」と題する資料では、入国制限の運用について航空会社に周知徹底し、その対象となる外国人であるかどうかを航空会社職員が搭乗時にチェックしたと報告している（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020201.pdf）。

- (23) なお、再入国者の場合では、在留資格認定証明書の取得や査証の発行が必要ではないため、制度的には入管の上陸拒否のみが可能となっている。ただ、一度目の入国制限において、実際に再入国が制限された際には、日本の空港まで来てから入管に上陸拒否されるのではなく、事前に入管に問い合わせる再入国できないと言われたり、航空会社から搭乗を拒否されるケースが多かったのではないかと思われる。詳細は第二章にて述べる。

- (24) 「水際対策に関するガイドライン」二〇〇九年二月一七日（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-02.pdf>）

- (25) 「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」二〇一三年六月二六日「二〇二二年六月三〇日一部改訂」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tu/keikaku/pdf/r040630g1_guideline.pdf）

- (26) 入管法第五条第一号：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者」

- (27) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ、前掲、二二九、一三〇頁

- (28) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第一回）議事概要」二〇二〇年一月二〇日（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/gaiyou_r020130.pdf）

- (29) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第二回）議事概要」二〇二〇年一月二二日（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_

- coronavirus/th_siryou/gaiyou_r020131_1.pdf)
- (30) 「新型コロナウイルスに関する措置」森 孝次「OFFICIAL BLOG」二〇二〇年二月二三日 (<https://ameblo.jp/morimasako-iwaki/entry-12574866695.html>)
- (31) 「連絡会議」第五回記録」二〇二〇年一月二〇日、開示公文書
- (32) 「第一〇一回国会 衆議院 予算委員会 第四号 令和二年一月二二日」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105261X00420200131&spkNum=10¤t=22>)
- (33) 「第一〇一回国会 参議院 予算委員会 第三号 令和二年一月二二日」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120115261X00320200131&spkNum=155¤t=14>)
- (34) 「新型コロナウイルス感染症対策本部(第三回) 議事概要」二〇二〇年一月二二日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/gaiyou_r020131_2.pdf)
- (35) 「一般財団法人アジア・インフラック・イニシアティブ、前掲、二〇二二頁
- (36) 「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年一月二二日、国家安全保障会議決定、閣議了解 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020131_2.pdf)
- (37) 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱)(第一〇二二六号)」二〇二〇年二月一日、開示公文書：「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱)：追加的指示(第一〇二二四号)」二〇二〇年二月三日、開示公文書：「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱)：質問票差し替え)(第一〇二二四号)」二〇二〇年二月四日、開示公文書：「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱)：慎重審査(第一二六三三号)」二〇二〇年二月五日、開示公文書。なお、外務省による「査証の原則的発給基準」では、その要件の一つとして「申請人が入管法第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと」が記載されている ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/teisuzuki/kiyun.html#:~:text=%EF%BC%81%EF%BC%89%E7%94%B3%E8%AB%8B%E4%BA%BA%E3%81%8C%E6%9C%89%E5%8A%B9.%E5%B9%B4%E6%94%B%E4%B5%A4%E%AC%A31%E5%8F%B7%E3%80%82。そのため、入管法第五条第一項第一号に基](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/teisuzuki/kiyun.html#:~:text=%EF%BC%81%EF%BC%89%E7%94%B3%E8%AB%8B%E4%BA%BA%E3%81%8C%E6%9C%89%E5%8A%B9.%E5%B9%B4%E6%94%B%E4%B5%A4%E%AC%A31%E5%8F%B7%E3%80%82。)づく上陸拒否の対象となった国・地域の申請者は、自動的に査証申請も受理されないことになるかと考えられる。
- (38) 「令和二年二月一日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理給支援助課起案文書「令和二年一月三十一日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて(通知)」」二〇二〇年二月一日、開示公文書
- (39) Statement on the second meeting of the International Health Regulations (2006) Emergency Committee regarding the

outbreak of novel coronavirus (2019-nCoV); WHO, 30 January, 2020 ([https://www.who.int/news/item/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news/item/30-01-2020-statement-on-the-second-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov)))

(40) 「新型コロナウイルスに関連した感染症に関するWHOによるPHEIC宣言の概要(速報)」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020131_1.pdf)

(41) 「連絡会議」第一五回記録「二〇二〇年二月一〇日、開示公文書」

(42) 「新型コロナウイルス・新型肺炎 東南アジア打撃 中国周辺、広がる脅威 タイ、損失試算一七四五億円 マレーシア、ビザ発給一部停止」『毎日新聞』東京朝刊「二〇二〇年一月三十一日」

(43) 一月末から二月初の時期にかけ、米国・シンガポール・モンゴル・フィリピン・豪州・ニュージーランドなどが中国本土を対象に、台湾・香港・韓国などが一部地域を対象に入国制限を実施していた(「連絡会議」第九回記録「二〇二〇年二月四日、開示公文書」)

(44) 「第二〇一回国会 衆議院 予算委員会 第六号 令和二年二月四日」国会議事録(<https://kokai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105261X00620200204&spkNum=564¤t=13>)

(45) 「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年二月二二日、国家安全保障会議決定、閣議了解(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020212.pdf)；「中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年二月二十六日、国家安全保障会議決定、閣議了解(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020226.pdf)；「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について(出入国管理及び難民認定法の適用)」二〇二〇年三月六日、閣議了解(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005016.pdf>)；「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年三月一〇日、国家安全保障会議決定、閣議了解(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020310.pdf)；「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年三月一八日、国家安全保障会議決定(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/376571.pdf>)；「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年三月二六日、国家安全保障会議決定(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/378137.pdf>)；「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」二〇二〇年四月一日、国家安全保障会議決定(https://www.koryu.or.jp/Portals/0/Ryoji_20200402_%E3%80%90%E6%B0%B4%E5%9A%A9%B%E5%A%B%E7%AD%96%E5%BC%B7%E5%8C%96%E3%81%A%B%E4%B%E7%82%E3%82%8B%E6)

%26%B0%E3%81%B9%E3%81%A%A%E6%8E%A%A%E7%BD%A%E3%60%91.PDF)。なお、三月一日より後の対象国追加については、「今後より機動的な水際対策を講ずる」との観点から、閣議了解文では個別の国名を記載せず、「国又は地域の州、その他これに準ずる行政区画」において、「感染者が多数に上っている状況等があり」、「緊急性が高い場合には、上陸拒否の対象とする旨、包括的な書きぶり」とすることで、「今後上陸拒否の対象となる国・地域をさらに追加する必要がある場合には、国家安全保障会議緊急事態大臣会合での決定を経て、本対策本部においてそれらの国名等を報告し、公表する」と手続きを変更している。「新型コロナウイルス感染症対策本部（第一九回）議事概要」二〇二〇年一月三十一日、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/h_siryou/gaiyou_r020310.pdf

(46) 査証制限については、「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する政府の取組及び査証の取扱について：対象地域の追加）（第一三八二八号）」二〇二〇年二月二日、開示公文書：「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する政府の取組及び査証の取扱について：対象地域の追加）（第一九四一五号）」二〇二〇年二月二六日、開示公文書。在留資格認定証明書に関する制限については、「令和二年二月二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課起案文書「令和二年二月二日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱について（通知）」二〇二〇年二月二日、開示公文書：「令和二年二月二六日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課起案文書「令和二年二月二六日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱について（通知）」二〇二〇年二月二六日、開示公文書：「令和二年三月六日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱について（通知）」二〇二〇年三月六日、開示公文書：「令和二年三月一日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱について（通知）」二〇二〇年三月一日、開示公文書：「令和二年三月一日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱について（通知）」二〇二〇年三月一八日、開示公文書：「令和二年三月二六日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「令和二年三月一八日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」二〇二〇年三月一八日、開示公文書：「令和二年三月二六日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」二〇二〇年三月二六日、開示公文書：「令和二年四月二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」二〇二〇年四月二日、開示公文書

(47) 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（査証

の制限等」令和二年三月六日、閣議了解 (<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100013093.pdf>) : 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する政府の取組及び査証の取扱い：査証制限等) (第二四〇九五号)」二〇二〇年三月六日、開示公文書

(48) 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(査証の制限等)」二〇二〇年三月一九日、閣議了解 (<https://war.p.d.a.ndl.go.jp/info:ndjp/pid/11481213/www.mk.emb-japan.go.jp/files/100025500.pdf>) [ウェブアーカイブ、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業] : 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する政府の取組及び査証の取扱い：査証制限等(その二)) (第二九一九一号)」二〇二〇年三月二〇日、開示公文書 : 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」令和二年三月二六日、国家安全保障会議決定 : 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する政府の取組及び査証の取扱い：査証制限等(その二)) (訂正(第三一六五四号))」二〇二〇年三月二七日、開示公文書

(49) 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組」二〇二〇年四月一日、国家安全保障会議決定 : 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する政府の取扱い：査証制限等(その四)) (第三三五五号)」二〇二〇年四月二日、開示公文書

(50) 「第一〇一回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第一号 令和二年二月十五日」 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105268X00120200225&spkNum=352¤t=1>) : 「第一〇一回国会 衆議院 予算委員会第七分科会 第一号 令和二年二月十五日」 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105271X00120200225&spkNum=246¤t=2>) : 「第一〇一回国会 衆議院 予算委員会 第一七号 令和二年二月二七日」 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105261X01720200227&spkNum=278¤t=5>) : 「第一〇一回国会 衆議院 総務委員会 第六号 令和二年二月二七日」 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104601X00620200227&spkNum=134¤t=6>) : 「第一〇一回国会 参議院 予算委員会 第五号 令和二年三月三日」 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120115261X00520200303&spkNum=143¤t=9>)

(51) 「中韓からの入国大幅制限 指定場所での週間待機要請」朝日新聞 オンライン 二〇二〇年三月五日 (<https://www.asahi.com/articles/ASN3577L5N35ULFA031.html>) : 「入国制限は遅すぎたか 透ける中国への配慮」指導力演出『朝日新聞』オンライン 二〇二〇年三月六日 (<https://www.asahi.com/articles/ASN3560DN35UTFK02H.html>)

(52) 例えば、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組」二〇二〇年四月一日、国家安全保障会議決

定

(53) 「連絡会議」第一五回記録「二〇二〇年二月一日、開示公文書

(54) 「令和二年一月三十一日付け入管庁審第二一〇号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年一月三十一日、開示公文書

(55) 「令和二年二月二日付け入管庁審第一五四号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年二月二日、開示公文書

(56) 「令和二年二月二六日付け入管庁審第二四七号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年二月二六日、開示公文書」：「令和二年三月六日付け入管庁審第三〇七号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年三月六日、開示公文書」：「令和二年三月一〇日付け入管庁審第三二一号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年三月一〇日、開示公文書」：「令和二年三月一八日付け入管庁審第三八四号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年三月一八日、開示公文書」：「令和二年三月一九日付け入管庁審第三九六号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年三月一九日、開示公文書」：「令和二年三月二六日付け入管庁審第四一八号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に關連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用に係る上陸審査について」二〇二〇年三月二六日、開示公文書

(57) 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱…追加的指示）（第一〇一三四号）」二〇二〇年二月三日、開示公文書

(58) 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱…「特段の事情の範囲」）（第一二一〇三号）」二〇二〇年二月六日、開示公文書

(59) 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する政府の取組及び査証の取扱について…対象地域の追加）（第一三八二八号）」二〇二〇年二月二日、開示公文書

- (60) 「茂木外務大臣会見記録（令和二年二月七日（金曜日）一時四七分 於：本省会見室）」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000922.html）
- (61) 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組」二〇二〇年四月一日「国家安全保障会議決定」
- (62) 「Foreign residents stranded abroad by Japan's coronavirus controls', The Japan Times, May 19, 2020（<https://www.japantimes.co.jp/news/2020/05/19/national/social-issues/japan-foreign-residents-stranded-abroad-coronavirus/#.Xs8MfcAfk2w>）
- (63) 「在日外国人「親が亡くなった」と一時帰国断念」NHK政治マガジン、二〇二〇年五月二〇日（<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/37300.html>）
- (64) 「一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ」前掲、「二三三頁：レジス・アルノー「日本が外国人の「一律入国拒否」を貫く大問題」東洋経済ONLINE」二〇二〇年五月十六日（<https://toyokeizai.net/articles/-/352557>）
- (65) 「二〇二〇年六月一日付「The American Chamber of Commerce in Japan President 提出文書」二〇二〇年六月二日「開示公文書」ほぼ同内容の意見書が在日米商工会議所のウェブサイトに六月四日に公表された」（<https://static1.squarespace.com/static/5eb491d611335c743fe724ce7/5ed8ad242aa608649c0696cb/1591258405032/200604+Statement+on+the+prohibition+on+the+entry+into+Japan+of+foreign+nationals+Clean.pdf>）
- (66) 「日本に生活基盤を置いている中長期滞在の外国人「一律入国拒否を見直して欲しい」change.org（<https://www.change.org/p/%E5%86%85%E9%96%A3%E7%B7%8F%E7%90%86%E5%A4%A7%E8%87%A3-%E6%97%A5%E6%9C%A3%E3%81%AB%E7%94%9F%E6%B4%BB%E5%9F%BA%E7%9B%A4%E3%82%92%E7%BD%AE%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%81%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E6%B3%9E%E5%9C%A8%E3%81%AE%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%B%A%BA%E4%B8%80%E5%BE%8B%E5%85%A5%E5%9B%BD%E6%8B%92%E5%90%A6%E3%82%92%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84?redirect=false>）
- (67) 「第二〇一回国会 衆議院 外務委員会 第九号 令和二年五月二三日」国会議事録（<https://kokai.ndl.go.jp/#/detail?mId=120103968X00920200522¤t=98>）なお、茂木外相と宮崎政務官の応答の相違の背景として、外務省は少なくとも再入国者などの問題を把握していたのに対して、入管（法務省）が消極的な態度であったことも挙げられる（レジス・アルノー「日本が外国人の「一律入国拒否」を貫く大問題」前掲）。
- (68) 筆者による井上議員へのインタビュー（二〇二一年二月七日）
- (69) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を

許可することのある具体的な事例」二〇二〇年六月二二日現在 (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11505118/www.moj.go.jp/content/001321919.pdf>) [ウェブアーカイブ、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業]。なお、この迂遠な言い回しの表題それ自体が、入管がいかに「特段の事情」の裁量の内実をその一部でも公表しなくなかったかを象徴しているように思われる。

(70) 「出入国管理統計 出入(帰)国者数/国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格/二〇一九年」:「出入国管理統計 出入(帰)国者数/国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格/二〇一八年」:「出入国管理統計 出入(帰)国者数/国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格/二〇一七年」。なお、入国制限の影響のためか、二〇二〇年の「日本人の配偶者等」の新規入国者数は、六三〇六人となっている (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003288049>)

(71) 例えば、「入国者一日最大二五〇人程度で調整 ベトナム、豪州など四カ国 入国制限緩和策」『産経新聞』オンライン、二〇二〇年六月一日 (<https://www.sankei.com/article/20200611-TIDSJFJYOROXHXHTDJMISVU3E/>)

(72) 上陸審査での特別審理官による審理にて、日本人の外国籍配偶者等の新規入国を「特段の事情」として認める運用は、四月以降の入管の内部向け文書でも確認できる。「令和二年四月二日付け入管庁審第四五六号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年四月二日、開示公文書:「令和二年四月二七日付け入管庁審第四九五号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年四月二七日、開示公文書:「令和二年五月二五日付け入管庁審第五二七号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年五月二四日、開示公文書:「令和二年五月二五日付け入管庁審第五六五号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年五月二五日、開示公文書:「令和二年六月二九日付け入管庁審第六七七号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年六月二九日、開示公文書:「令和二年七月二二日付け入管庁審第七九四号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」」二〇二〇年七月二二日、開示公文書

(73) 「新型コロナウイルス感染症と外国人配偶者の入国問題について」二〇二〇年六月一八日「メディアへの訴えの資料として筆者が当時作成したメモ」(https://researchmap.jp/multidatabases/multidatabase_contents/detail/271954_c098ac0c39f44254f873ba)

665a1159?frame_id=549398) その他筆者個人の記録。

(74) 井上議員の「Twitter アカウント (@kazunori_0731) のツイート (二〇二〇年六月一六日) (https://twitter.com/kazunori_0731/status/1272644993832763393?s=20&t=vjDA-n4JL1Yv1Zekzdfw)

(75) 井上議員の上記ツイートへの当事者らのリプライと、井上議員とのやりとりを参照。

(76) 井上議員の「Twitter アカウント (@kazunori_0731) のツイート (二〇二〇年六月一九日) (https://twitter.com/kazunori_0731/status/1273798547150798848?s=20&t=vjDA-n4JL1Yv1Zekzdfw)

(77) 筆者による井上議員へのインタビュー (二〇二一年一月七日)

(78) 筆者は「新型コロナウイルス感染症に関連して、二〇二〇年一・二月の期間、及び二〇二〇年七月から現在に至る期間において、在外公館にて「日本人の配偶者等」のビザの交付を制限し後に再開したことに關する意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書 (二〇二〇年七月末に日本人の外国人配偶者等の新規入国が政府のウェブサイト上で明示される前に、特段の事情に該当するとして配偶者ビザないし短期滞在ビザを交付した事例に關する文書を含む)」の開示請求を外務省に対して行い、六月末から七月末にかけての文書として四件の文書が開示された。しかし、それらの文書において本稿と関連あると見られる部分は、すべて黒塗りとなっており、内容を窺い知ることができない。「査証関係通達 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に關する政府の取組及び査証の取扱：対象地域の追加 (その一二) (第四八・六一号)」二〇二〇年六月一九日、開示公文書：「査証関係通達 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に關する政府の取組及び査証の取扱：対象地域の追加 (その一二) (第五三九・九五号)」二〇二〇年七月二日、開示公文書：「査証関係通達 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に關する査証の取扱 (第五四七・七八号)」二〇二〇年七月二九日、開示公文書

(79) 「令和二年六月二二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書について (通知)」二〇二〇年六月二二日、開示公文書。なお、当初の開示請求においては、本文書は一部が黒塗りされて開示されたが、筆者が審査請求を行ったところ、一部の黒塗り部分が改めて開示された。当時の報道としては、「外国人の日本在留 証明書の交付手続き再開 新型コロナウイルスで停止」NHK (オンライン)、二〇二〇年六月三〇日 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200630/k10012488531000.html>)。

(80) 例えば、「入国制限 外国人配偶者いる家族に不安 救済策なく 別離長期化」『信濃毎日新聞』二〇二〇年七月九日。他に福井新聞その他の新聞が、共同通信からの配信記事として同様の記事を掲載している。

(81) 楠本龍(筆名)「安倍政権のせいで「家族と一緒に暮らせなくなった」人たちの悲劇…「外国人上陸拒否」政策のシワ寄せ」『現代ビジネス』オンライン、二〇二〇年七月二日、前掲。なお、タイトルや小見出しは編集者が提案したものである。

(82) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国等を許可する」とのある具体的な事例」二〇二〇年七月二九日 (<https://warp.dandl.go.jp/info:ndlp/pid/11546193/nief.or.jp/sites/default/files/%E5%80%8B%E5%88%A%E3%81%A%E4%B%A%8B%E6%83%85%E3%81%AB%E5%BF%9C%E3%81%98%E3%81%A6%E7%89%B%E6%B5%E3%81%A%E4%B%A%8B%E6%83%85%E3%81%8C%E3%81%82%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%A%E3%81%A8%E3%81%A6%E5%86%8D%E5%85%A5%E5%9B%BD%E7%AD%89%E3%82%92%E8%A8%B1%E5%8F%AF%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A%E3%81%82%E3%82%8B%E5%85%B7%E4%BD%93%E7%9A%84%E3%81%AA%E4%BA%8B%E4%B%E8%B.pdf>)「ウェブアーカイブ、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」。

(83) 「新型コロナウイルス感染症対策(国際的な人の往来再開…特段の事情による再入国および新規入国への新たな防疫措置の適用)(第五七〇四四号)」二〇二〇年八月六日、開示公文書、では、「特段の事情」があると認められる場合、入国拒否対象地域からでも新規査証取得による新規入国が認められる場合がある。このような案件に該当しうと思われる相談がある場合は、冒頭往電第五四七九八号一(一)及び(三)のとおり対応ありたい」と記載されており、第五四七九八の通達に新規入国の具体的内容が記載されていることが示唆されている。しかし、「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する査証の取扱(第五四七九八号))」二〇二〇年七月二九日、開示公文書、はほぼすべての部分が黒塗りとなっており、具体的な内容を窺い知ることができない。ただ当事者側の実感から見れば、七月二九日を境に当事者に対する在外公館の反応がさらに変わり、以前よりも入国する際に支障が少なくなっただけは事実である。

(84) 「新型コロナウイルス感染症対策本部(第四一回)議事概要」二〇二〇年七月二二日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/t_gaiyou_r020722.pdf) ; 「国際的な人の往来の再開等」二〇二〇年七月二二日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020722.pdf)

(85) 入管の対応については「令和二年七月二二日付け入管庁審第七九四号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」二〇二〇年七月二二日、開示公文書・「令和二年八月四日付け入管庁審第八八八号出入国在留管理庁出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」二〇二〇年八月四日、開示公文書・「令和二年八月二二日付け出入国在留管理庁出入国管理課補佐官及び審判課専門

官事務連絡「出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号に基づく上陸拒否の対象地域を経由して本邦に渡航する外国人の同地域への滞在に係る取扱いについて」二〇二〇年八月二日、開示公文書、等々。外務省の対応については、「新型コロナウイルス感染症（国際的な人の往来再開・再入国許可保持者に対する再入国許可）（第五四〇五二号）」二〇二〇年七月三日、開示公文書・「新型コロナウイルス感染症（国際的な人の往来再開・再入国許可保持者に対する再入国許可・追電）（第五四四二二号）」二〇二〇年七月二七日、開示公文書・「新型コロナウイルス感染症（国際的な人の往来再開・再入国許可保持者に対する再入国許可・追電二）（第五四七七〇号）」二〇二〇年七月二八日、開示公文書・「新型コロナウイルス感染症対策（国際的な人の往来再開・再入国許可保持者に対する再入国許可・追電三）（第五五七九〇号）」二〇二〇年七月三二日、開示公文書・「新型コロナウイルス感染症対策（国際的な人の往来再開・再入国許可保持者に対する再入国許可・追電四）（第五七〇四四号）」二〇二〇年八月六日、開示公文書・「新型コロナウイルス感染症対策（国際的な人の往来再開・検査証明フォーマットの差し替え等）（第五八六三六号）」二〇二〇年八月一四日、開示公文書、等々。

(86) 一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ、前掲、二三四、二三五頁

(87) 「出入国管理統計 出入（帰）国者数／国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格／二〇二〇年六月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=dataist&toukei=00250011&stat=000001012480&cycle=1&year=20200&month=12040606&class=000001012481>)；「出入国管理統計 出入（帰）国者数／国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格／二〇二〇年七月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=dataist&toukei=00250011&stat=000001012480&cycle=1&year=20200&month=23070907&class=000001012481>)；「出入国管理統計 出入（帰）国者数／国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格／二〇二〇年八月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=dataist&toukei=00250011&stat=000001012480&cycle=1&year=20200&month=23070908&class=000001012481>)。なお、先述の通り、「短期滞在」の在留資格で新規入国し、その後「日本人の配偶者等」などの在留資格に切り替える者もいたため、実際の外国籍配偶者等の数はこの数字よりも大きいと思われる。

(88) 「特段の事情」（大塚議員のメルマガジン）二〇二〇年七月一九日 (<https://ohsuka-kohei.jp/mail-magazine/vol444.html>)

(89) 「第二〇一回国会 参議院 財政金融委員会 第一六号 令和二年六月二二日」国会議事録 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120114370X01620200612&spkNum=15¤t=236>)。

(90) 「特段の事情」（大塚議員のメルマガジン）二〇二〇年七月一九日、前掲

(91) 後に国民民主党に移った大塚議員は、二〇二二年五月にロシア語表記のある道路標識を問題視するツイートをを行い、ロシア人への

差別感情やヘイトスピーチを助長すると批判を受け、ツイートを削除した。同党の玉木雄一郎代表は、このツイートにつき「排外主義的な観点で捉えられかねない」と述べている（「ロシア語標識「問題だ」投稿 国民民主・大塚耕平氏、批判拡大で削除」『毎日新聞』オンライン、二〇二二年五月二〇日 [<https://mainichi.jp/articles/20220520/k00/00m/010/411000c>]）。

(92) 大塚議員は『月刊Hanada』二〇二〇年九月号（二〇二〇年七月二二日）に「コロナ感染者の五八％が国籍未確認」と題する論考を寄稿し、「特段の事情」についても先述の趣旨の議論を展開している。

(93) 「令和二年六月一六日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書」「日本国民民主党首鈴木信行葛飾区議会議員による申入れについて」二〇二〇年六月一六日、開示公文書…「令和二年七月二七日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書」「日本国民民主党首鈴木信行葛飾区議会議員による申入れについて」二〇二〇年七月二七日、開示公文書…「令和二年一月二五日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書」「日本国民民主党代表鈴木信行（葛飾区議会議員）から受け取った党声明の参考供覧について」二〇二〇年一月二五日、開示公文書(94) これらの反応について一々指摘するまでもないと思われるので省略するが、一応、第一点の反応について論じておく。当時、日本人が日本国内の家族に会えないと言われたのは、国や地方自治体による移動の自粛要請によるものが主であった。しかし、「要請」に過ぎない以上、法的な制限はなく、基本的に会おうと思えば会える状態であった。対して、再入国や外国人配偶者等の新規入国については、入管法その他の法律に基づいて入国が制限されていたため、端的に自粛要請とは別次元の問題であった。このような反応は、法的な制限と行政の自粛要請との区別ができず、また日本の入国管理について知識が欠如していた結果であると考えられる。もっとも、多くの市民が法的な制限と自粛要請とを峻別できないことが、「要請」に大幅に依拠していた政府のコロナ対策の根幹にあったことを考え合わせると、外国籍配偶者等の入国制限に対して上記コメントのような態度が見られるのは、政府のコロナ対策の副作用として興味深い現象であると言える。

なお、筆者が当時想定していた反論は、国内の公衆衛生の現状、とりわけ空港での検疫体制のキャパシティと、人権・人道上の問題の比較考量を行い、根拠を示しつつ前者を高く見積もるというものであった。

(95) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第四三回）資料」二〇二〇年九月二五日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020925.pdf)

(96) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第四九回）議事概要」二〇二〇年一二月一四日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/t_gaiyou_r021214.pdf)

(97) 「政府、変異種確認で入国停止を決断 批判払拭の狙いも」『産経新聞』オンライン、二〇二〇年一二月二七日 (<https://www.sankei.com/article/20201227-5L1TMOPXSVOORBMBHJYLBm5J3U/>)；「ビジネス往来も停止方針 政府、変異株「市中感染」

- なら」『朝日新聞』オンライン、二〇二一年一月一日 (<https://www.asahi.com/articles/ASND07GCQND0U7FK00C.html>)
- (98) 「水際対策強化に係る新たな措置」二〇二〇年二月三日：「水際対策強化に係る新たな措置（一）」二〇二〇年二月五日；「水際対策強化に係る新たな措置（二）」二〇二〇年二月二十五日；「水際対策強化に係る新たな措置（四）」二〇二〇年二月二十六日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou/sidai_r021228.pdf)
- (99) 「外国人新規入国、全面停止へ 中韓などビジネス関係者も」『朝日新聞』オンライン、二〇二〇年一月五日 (<https://www.asahi.com/articles/ASPI46DINP14U7FK012.html>)
- (100) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第四四回） 議事概要」二〇二〇年一月三〇日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou_r021214.pdf)
- (101) 「国家安全保障会議 開催状況」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/kaisai.html>)
- (102) 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第五〇回） 議事概要」二〇二〇年二月十八日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou_r021228.pdf)；「新型コロナウイルス感染症対策本部（第五一回） 議事概要」二〇二一年一月三日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou_r030113.pdf)；「新型コロナウイルス感染症対策本部（第五七回） 議事概要」二〇二一年三月五日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou_r030305.pdf)；「新型コロナウイルス感染症対策本部（第五八回） 議事概要」二〇二一年三月十八日 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryout_gaiyou_r0303018.pdf)
- (103) 「新型コロナウイルス感染症対策本部 中止要請 海外から短期滞在 下村氏、政府に」『毎日新聞』オンライン、二〇二一年一月八日 (<https://mainichi.jp/articles/20210108/dm/005/040/089000c>)
- (104) 佐藤議員のTwitterアカウント (@SatoMasahisa) のツイート (二〇二一年一月八日、一〇日) (<https://twitter.com/SatoMasahisa/status/134753683045595456?s=20&t=JmrTjw9xRTsvFGZuVTh9Q>；<https://twitter.com/SatoMasahisa/status/1348204515317612552?s=20&t=JmrTjw9xRTsvFGZuVTh9Q>)
- (105) 「入国全面停止要求の自民、経済重視の首相との間に深まる溝」『産経新聞』オンライン、二〇二一年一月二二日 (<https://www.sankei.com/article/20210112-B3XV6ARXAJJMTFJW6VFQMDYZHMH/>)；「水際が水浸し」入国一時全面停止を要求 政府の水際対策に自民党から批判噴出」『FNNプライムオンライン』二〇二一年一月二三日 (<https://www.fnn.jp/articles/-/130331>)
- (106) 「水際が水浸し」入国一時全面停止を要求 政府の水際対策に自民党から批判噴出」『FNNプライムオンライン』二〇二一年一月二三日、前掲

- (107) 「ビジネス関係者の入国」一点継続「首相に強い思い」『朝日新聞』オンライン、二〇二一年一月七日 (<https://www.asahi.com/articles/ASPI766Y2P17UTFK01M.html>)；「入国全面停止要求の自民」経済重視の首相との間に深まる溝」『産経新聞』オンライン、二〇二一年一月二二日、前掲
- (108) 「外国人の入国を全面停止へ 政府」NHK（オンライン）、二〇二一年一月二三日 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210113/K10012812201000.html>)
- (109) 佐藤議員のTwitterアカウント (@SatoMasahisa) のツイート (二〇二一年一月二三日) (<https://twitter.com/SatoMasahisa/status/1349297809216786437?s=20&t=jmrTjw9xRTsvfGZuVTp9Q>)
- (110) 「ザル入国」一時停止も、特段の懸念 入国してしまえば観光も阻止できず…昨年二月は五〇〇〇人入国「これで変異種流入防げるのか」『zakzak』オンライン、二〇二一年一月一六日 (<https://www.zakzak.co.jp/soc/news/210116/don2101160003-n1.html>)
- (111) 佐藤議員のTwitterアカウント (@SatoMasahisa) のツイート (二〇二一年一月一四日) (<https://twitter.com/SatoMasahisa/status/1349631820988522496?s=20&t=jmrTjw9xRTsvfGZuVTp9Q>)
- (112) 「外務会ビロコナ水際対策等」宿題返しを議論「守るべき人がある 佐藤正久オフィシャルブログ」、二〇二一年一月一八日 (<https://ameblo.jp/satomasahisa/entry-12651280177.html>)
- (113) 「ザル入国」一時停止も、特段の懸念 入国してしまえば観光も阻止できず…昨年二月は五〇〇〇人入国「これで変異種流入防げるのか」『zakzak』オンライン、二〇二一年一月一六日、前掲
- (114) 菅原議員のTwitterアカウント (@sugawaraisshu) のツイート (二〇二一年一月一六日) (<https://twitter.com/sugawaraisshu/status/1350411394739441668?s=20&t=qGgoip9gzxOdd2BiSRy-A>)
- (115) 蓮舫議員のTwitterアカウント (@renho-sha) のツイート (二〇二一年一月一〇日) (https://twitter.com/renho_sha/status/1348411383856078851?s=20&t=rUMvIfqDCEz_hCWSNoEW)
- (116) 辻元議員のTwitterアカウント (@tsujimotokiyomi) のツイート (二〇二一年一月一〇日) (https://twitter.com/tsujimotokiyomi/status/1348390162376445952?s=20&t=rUMvIfqDCEz_hCWSNoEW)
- (117) 「第一〇三回国会 衆議院 内閣委員会 第八号 令和三年一月二三日」国会議事録 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120304889X00820210113&spkNum=109¤t=105>)
- (118) 「第二〇三回国会 衆議院 本会議 第三号 令和三年一月二二日」国会議事録 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120304889X00820210113&spkNum=109¤t=105>)

120405254X00320210121&pkNum=14¤t=101)

(119) 「三耕研究 第四九回 「特段の事情」 二〇二一・〇二」(大塚議員の Facebook への投稿) 二〇二二年二月二六日 (<https://m.facebook.com/watch/?v=948625939006870>)

(120) 「特段の事情」で新規入国した後に、入国者が観光などを行うことを危惧する意見も見られた。入国後は自主隔離を求められており、行動に法的な制限はなかったが、それは当時の日本人帰国者も同様の条件であった。そのため、公衆衛生の観点から言うのなら、同時に日本人帰国者が帰国後に観光するなど同様の行動をとり得ることも問題とすべきであった。実際、後者の方が前者よりもずっと人数は大きかったので、その分危険性も高かった。しかし当時の言説においては、日本人帰国者に対して同様の批判が向けられることはほとんどなかった。これらの点については、第五章で詳述する。

(121) 「中国多地升级入境人员隔离政策加强疫情防控」新華社通信(オンライン) 二〇二二年一月二二日 (<http://home.xinhua-news.com/rss/newsdetailink/a34e08d1856ce15a88587d12a24f820/1610355869794>) ; 「二〇二一春节：新冠隔离与检测下的艰难回家路」BBC NEWS 中文 二〇二二年一月九日 (<https://www.bbc.com/chinese/simp/chinese-news-55945112>)

(122) 「春节返乡是否需要隔离？如何保障好就地过年？」新華社通信(オンライン) 二〇二二年一月一七日 (http://www.xinhuanet.com/poitics/2021-01/17/c_1126992162.htm)

(123) 「民航局再对两外航入境航班发出熔断指令」中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、二〇二二年一月二二日 (http://www.gov.cn/xinwen/2021-01/21/content_5581593.htm)

(124) 「第二〇三回国会 衆議院 本会議 第三号 令和三年一月二二日」国会議事録、前掲

(125) 例えば、「外国人新規入国、全面停止へ 中韓などビジネス関係者も」『朝日新聞』オンライン、二〇二〇年一月五日、前掲；「外国人の入国を全面停止へ 政府「NHK(オンライン)」二〇二二年一月二三日、前掲

(126) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」二〇二二年一月二三日現在 (<https://warpeda.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11630783/www.moj.go.jp/isa/content/930006078.pdf>) 「ウエブアーカイブ」、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(注)。なお、この文書は、一度目の入国制限における「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することのある具体的な事例」と同様の性質の文書であり、執筆時点で筆者が確認できるかぎりでは、二〇二〇年一月頃からこの表題の文書に切り替わったようである。

(127) 「査証関係通達(新型コロナウイルス感染症…緊急事態宣言発令中の査証発給)(全世界)(第五二二〇号)」二〇二二年一月二六日 開示公文書

- (128) 「査証申請にかかるお知らせ」在サンパウロ日本国総領事館ウェブサイト、二〇二一年一月二六日 (http://web.archive.org/web/20210127010930/https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jnot_21_01_coronavirus80_jp.html) [「ウェブアーカイブ」Wayback Machine]
- (129) 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症：緊急事態宣言発令中の査証発給）（全世界）（第五二二〇号）」二〇二一年一月二六日、開示公文書
- (130) 「吉田外務報道官会見記録 令和三年一月二七日（水曜日）一五時四七分 於：本省会見室」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken3_000061.htm#topic2)。なお、筆者は二〇二一年三月四日に、この外務報道官の回答に関する原稿や原稿作成に係る全ての文書の開示請求を行ったが、外務省からはすでに廃棄されたため不存在と回答されている。
- (131) 「要望書 二〇二一年一月二八日」[外務省へ要望を伝えるために筆者が当時作成・送付した文書] (https://researchmap.jp/multidatabases/multidatabase_contents/detail/271964/e371e3f6bd47a2478f53aa62db8d26?frame_id=549398)
- (132) 楠本龍（筆名）「日本人の家族が、外務省から突然「ビザを剥奪」されていた……：外国籍の配偶者が入国を拒否されている」『現代ビジネス（オンライン）』二〇二一年二月一〇日、前掲
- (133) 「査証申請にかかるお知らせ」在サンパウロ日本国総領事館ウェブサイト、二〇二一年一月二九日 (https://warp.dandl.go.jp/info.ndljp/pid/11634930/www.sp.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jnot_21_01_coronavirus84_jp.html) [「ウェブアーカイブ」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業]
- (134) 「〔外務省ホームページ掲載・更新依頼書〕新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（令和三年一月二九日）」二〇二一年一月二九日、開示公文書：「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」外務省ウェブサイト、二〇二一年一月二九日 (https://warp.dandl.go.jp/info.ndljp/pid/11634930/www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html) [「ウェブアーカイブ」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業]
- (135) 二月五日に保存された「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」二〇二一年二月二日現在 (<https://web.archive.org/web/20210205194055/http://www.moj.go.jp/isa/content/930006078.pdf>) [「ウェブアーカイブ」Wayback Machine] の文書には赤字の追記がないが、三月一日に保存された「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」二〇二一年二月二日現在 (<https://warp.dandl.go.jp/info.ndljp/pid/11643403/www.moj.go.jp/isa/content/930006078.pdf>) [「ウェブアーカイブ」国立国会図書館インターネット資料収集保存事業] には赤字の追記がなされている。筆者は二月一九日時点での追記に気がついて、追記がなされたのは二月五日から一九日の間であると思われる。

- (136) 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症…緊急事態宣言発令中の査証発給）（全世界）（第五二一〇号）」二〇二一年一月二六日 開示公文書
- (137) 「第二〇四回国会 衆議院 内閣委員会厚生労働委員会連合審査会 第一号 令和三年二月一日」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120404920X00120210201&spkNum=2¤t=53>)
- (138) 「外交部会・台湾政策PT発足」守るべき人がいる 佐藤正久オフィシャルブログ、二〇二一年二月六日 (<https://ameblo.jp/satomasahisa/entry-12654935981.html>)
- (139) 「出入国管理統計 出入（帰）国者数・国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格」二〇二〇年二月、二月、二〇二一年二月、二月、三月、四月、五月」(<https://www.e-stat.go.jp/dvview?sid=0003449067>)
- (140) 日本政府の入国制限が入国できない外国人に与えた健康上の影響（とくにメンタルヘルスに関する影響）については、次の論考を参照。Jacques Wels, 'Assessing the Effects of Border Enforcement Measures Since the Start of the COVID-19 Pandemic on Migrants Aiming to Enter Japan. Preliminary Descriptive Report (Version 1-4th of March 2021)', METICES Discussion Papers Series, April 2021; Jacques Wels, 'Addressing the Impact of Border Enforcement Measures on the Self-Reported Health of Migrants Aiming to Enter Japan During the COVID-19 Epidemic', *OSF Discussion Paper*, September 2021
- (141) 筆者による井上議員へのインタビュー（二〇二一年二月七日）。なお、二〇二〇年後半以降、井上議員は国民民主党の院内会派に所属しつつ、サポーターの立場から国民民主党京都府連の特別幹事となっており、さらに二〇二一年二月一日には希望の党を離党し、無所属となっていた。「国民民主党が希望・井上氏を府連特別幹事に 次期衆院選巡る京都の「異例対応」に波紋」『毎日新聞』オンライン、二〇二〇年二月三〇日 (<https://mainichi.jp/articles/20201130/k00/00m/040/096000c>)；「希望・井上氏、離党届を提出 無所属に」／京都』『毎日新聞』オンライン、二〇二一年二月四日 (<https://mainichi.jp/articles/20210204/dtl/k26/010/395000c>)
- (142) 「第二〇四回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第一号 令和三年二月二六日」国会議事録 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120405268X00220210226&spkNum=130¤t=13>)；「第二〇四回国会 参議院 予算委員会 第五号 令和三年二月五日」国会議事録 (<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120415261X00520210305&spkNum=530¤t=8>)
- (143) 「不徹底な水際対策 背後の在留資格の構造問題とは 大塚耕平氏」『毎日新聞』オンライン、二〇二一年三月六日 (<https://mainichi.jp/articles/20210306/k00/00m/010/002000c>)
- (144) 「国際カップル配偶者ビザ、事実上の停止状態」『中日新聞』オンライン、二〇二一年二月二三日 (<https://www.chunichi.co.jp/amp/article/201689>)

- (145) 'Lost in translation: Japan fumbles pandemic communication with foreign communities', The Japan Times, February 23, 2021 (<https://www.japantimes.co.jp/news/2021/02/23/national/crisis-communication-foreign-community-coronavirus/>)
- (146) 楠本瀧（筆名）「日本人の家族が、外務省から突然「ビザを剥奪」されていた……外国籍の配偶者が入国を拒否されている」『現代ビジネス』オンライン、二〇二二年二月二〇日、前掲。なお、タイトルや小見出しは編集者が提案したものである。この記事に対する反応は、総じて否定的かつゼノフォビックなものが多く、一度目の入国制限の際に寄稿した記事へのコメントと大同小異であった。
- (147) 「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」外務省ウェブサイト、二〇二一年四月九日 (http://web.archive.org/web/20210411061536/https://www.mofa.go.jp/mofaj/ea/fna/page4_005130.html) 「ウェブアーカイブ」Wayback Machine); 「査証関係通達（新型コロナウイルス感染症：緊急事態解除宣言後の査証発給）（全世界）（第二二七六四号）」二〇二二年三月一八日、開示公文書（ただし、ほぼすべてが黒塗りであり、具体的な内容を窺い知ることができない）

R 2 7・2		R 2 9・28	R 2 12・24
新型コロナウイルス感染症に關連して、二〇二〇年三・四月以降に「日本人の配偶者等」の在留資格認定許可証明書の交付を一時停止ないし制限し、その方針を現在まで継続していることに関する意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書	新型コロナウイルス感染症に關連して、二〇二〇年三・四月以降に「日本人の配偶者等」の在留資格認定許可証明書の交付を一時停止ないし制限し、その方針を現在まで継続していることに関する意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書	令和二年八月五日以降（新規入国者については九月一日以降）、「特段の事情」による外国人の再入国・新規入国にあたり、出国前七二時間以内に実施した新型コロナウイルス「陰性」の検査証明を取得することを求めるに至った意思決定過程・検討過程を含むすべての文書（とりわけ、出国前七二時間以内に上記検査証明を一律に求めることが、世界各国の検査状況に照らして合理的なのか、現実的に可能なのかを具体的に検討した文書を含む）	令和二年一月以降、新型コロナウイルス感染症に關連する外国人の入国拒否につき、出入国管理及び難民認定法第五条第一項第四号による措置が適法であるかを検討した文書、及び、上記措置に關連した在留資格認定証明書の審査停止が適法であるかを検討した文書
84―85	R 2 8・26	111	146
		R 2 10・22	R 3 1・26
令和二年三月一日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「令和二年三月一日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて（通知）」	令和二年三月一日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「令和二年三月一日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて（通知）」	令和二年三月六日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「令和二年三月六日付け閣議了解を受けた在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて（通知）」	令和二年三月二日付け国家安全保障会議決定「国際的な人の往來の再開等について」
令和二年三月二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」	令和二年三月二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」	令和二年三月二日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理総括係起案文書「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の対象追加に伴う在留資格認定証明書交付申請に係る審査保留等の対象追加について（通知）」	令和二年三月二日付け国家安全保障会議決定「国際的な人の往來の再開等について」
R 2 3・26	R 2 3・18	R 2 3・10	R 2 7・22
11	13	18	4
不服審査請求の結果、一部の黒塗り部分が開示	不服審査請求の結果、一部の黒塗り部分が開示	不服審査請求の結果、一部の黒塗り部分が開示	国家安全保障会議の文書

[illegible]

11011	令和二年六月二日付け The American Chamber of Commerce in Japan President 提出文書	R 2	6 . 2	2		
	令和二年六月二日付け石垣市議会提出文書「台湾からの入国・入域制限緩和を求める意見書」	R 2	6 . 22	1		
	令和二年九月二日付け一般社団法人日本経済団体連合会提出文書「新内閣に望む」	R 2	9 . 29	2		
	令和二年八月付け福岡都市圏広域行政推進協議会提出文書「提言書 感染症対策の充実にい」	R 2	8	4		
	令和二年一月一〇日付け日本商工会議所提出文書「地域の観光産業がコロナ禍を乗り越え、前に進むために」	R 2	11 . 10	8		
	令和二年一月付け関西広域連合提出文書「令和三年度 国の予算編成等に対する提案」	R 2	11	69		
	令和二年二月一七日付け日本商工会議所及び東京商工会議所提出文書「多様な人材の活躍に関する要望」	R 2	12 . 17	15		
	令和二年六月一六日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書「日本国民政党首鈴木信行葛飾区議会議員による申入れについて」	R 2	6 . 16	3		
	令和二年七月二七日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書「日本国民政党首鈴木信行葛飾区議会議員による申入れについて」	R 2	7 . 27	2		
	令和二年一月二五日付け出入国在留管理庁総務課供覧文書「日本国民政党代表鈴木信行（葛飾区議会議員）から受け取った党声明の参考供覧について」	R 2	11 . 25	2		
	令和二年六月三日付け日本語教育機関関係六団体提出文書「要望書」	R 2	6 . 3	5		
	令和二年七月二九日付け日本語教育機関関係六団体提出文書「意見交換について」	R 2	7 . 29	32		大部分が不開示
	令和二年八月五日付け総務課広報係事務連絡「文書の転送について」	R 2	8 . 5	48		大部分が不開示
	令和二年一月一〇日付け日本商工会議所提出文書「提言書「地域の観光産業がコロナ禍を乗り越え、前に進むために」について」	R 2	11 . 10	9		

[illegible]

令和二年三月一九日付け入管庁審第三九六号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 3・19	12	不開示部分多
令和二年三月二六日付け入管庁審第四一八号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 3・26	13	不開示部分多
令和二年四月二日付け入管庁審第四五六号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 4・2	17	不開示部分多
令和二年四月二七日付け入管庁審第四九五号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 4・27	18	不開示部分多
令和二年五月一四日付け入管庁審第五二七号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 5・14	20	不開示部分多
令和二年五月二五日付け入管庁審第五六五号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 5・25	20	不開示部分多
令和二年六月二九日付け入管庁審第六七七号 号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 6・29	21	不開示部分多

開示請求受付日	開示請求の内容	受付番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				令和二年七月二日付け入管庁審第七九四号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 7・22	21	不開示部分多 備考
				令和二年八月四日付け入管庁審第八八八号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 8・4	27	不開示部分多
				令和二年八月二日付け出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課補佐官及び審判課専門官事務連絡「出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号に基づく上陸拒否の対象地域を經由して本邦に渡航する外国人の同地域への滞在歴に係る取扱いについて」	R 2 8・12	1	
				令和二年八月二日付け入管庁審第九九二号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 8・28	27	不開示部分多
				令和二年八月二日付け入管庁審第九九九号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 8・28	31	不開示部分多
				令和二年九月八日付け入管庁審第一〇四四号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長及び審判課長通知「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象国・地域の追加について」	R 2 9・8	2	一部不開示
				令和二年九月一七日付け入管庁審第一〇四四号出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課補佐官及び審判課専門官事務連絡「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象国・地域の追加について」	R 2 9・17	2	

R 4 2・14	令和三年二月二日より開始された、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を制限していた措置を、令和四年一月一日前後以降、少なくとも部分的には緩和したことに関連する一切の文書	260	R 4 4・11	令和二年九月三〇日付け入管庁審第一七九号出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」 査証関係通達（水際対策強化に係る新たな措置（二四））（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その二）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その三）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際対策の強化（その二）） 令和三年二月一日付け出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る航空会社等への周知等について（依頼）」 新型コロナウイルス感染症に関連した上陸拒否等に係る出入国在留管理庁ホームページの更新等について 令和三年二月一日付け入管庁審第二七八二号出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 9・30	30	不開示部分多
R 3 12・6	オミクロン株への対応として、令和三年二月二日以降、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を一時的停止する措置に関する一切の文書	1931	R 4 3・1	令和三年二月一日付け出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る航空会社等への周知等について（依頼）」 新型コロナウイルス感染症に関連した上陸拒否等に係る出入国在留管理庁ホームページの更新等について 令和三年二月一日付け入管庁審第二七八二号出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 3 12・1	23	不開示部分多 外務省の文書。不開示部分多
R 4 2・14	令和三年二月二日より開始された、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を制限していた措置を、令和四年一月一日前後以降、少なくとも部分的には緩和したことに関連する一切の文書	260	R 4 4・11	令和二年九月三〇日付け入管庁審第一七九号出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」 査証関係通達（水際対策強化に係る新たな措置（二四））（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その二）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その三）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際対策の強化（その二）） 令和三年二月一日付け出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症の出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る航空会社等への周知等について（依頼）」 新型コロナウイルス感染症に関連した上陸拒否等に係る出入国在留管理庁ホームページの更新等について 令和三年二月一日付け入管庁審第二七八二号出入国在留管理庁出入国管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に関連した出入国管理及び難民認定法第五条第一項第一四号の適用等に係る上陸審査について」	R 2 9・30	30	不開示部分多

〈外務省〉

R 2 7・2	開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	R 2 8・31	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
00187	2020-00187	新型コロナウイルス感染症に関連して、二〇二〇年三・四月以降に在外公館において「日本人の配偶者等」のビザの交付を一時的停止しないし制限し、その方針を現在まで継続していることに関する意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書	00187	R 2 8・31	開示決定日	査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する政府の取組及び査証の取扱い…査証制限等）（第二四〇九五号）	R 2 3・6	6	一部不開示

	R 3 8・27	コロナ禍における新規入国について、「特段の事情」として結婚手続き等を行うために日本人の外国人婚約者等の短期滞在を認めたことに係る、意思決定や判断基準、また個別のケースに関連する一切の文書		2002105			
	R 3 8・27	コロナ禍における二度目の緊急事態宣言解除(三月二日)以降に、「特段の事情」による新規入国に係る査証審査が在外公館ではなく外務省本省で主に担当されることになった後に、この査証審査が在外公館主体の審査へと戻った過程に関する一切の文書		200210506			
	R 2 9・29	新型コロナウイルス感染症に関連して、二〇二〇年一月・二月の期間、及び二〇二〇年七月から現在に至る期間において、在外公館にて「日本人の配偶者等」のビザの交付を制限し後に再開したことに關する意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書(二〇二〇年七月末に日本人の外国人配偶者等の新規入国が政府のウェブサイトで明示される前に、特段の事情に該当するとして配偶者ビザないし短期滞在ビザを交付した事例に関する文書を含む)		20021050410			
	R 3 9・27	不存					
	R 3 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱)(第一〇一六号)		R 2 2・1	17		
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱・追加的指示(第一〇一三四号))		R 2 2・3	5		一部不開示
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱・質問票差し替え(第一〇四二号))		R 2 2・4	3		
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱・慎重審査(第一六三三号))		R 2 2・5	4		一部不開示
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱・「特段の事情の範囲」(第一二〇三号))		R 2 2・6	2		一部不開示
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱・「特段の事情の範囲」(第一二四五号))		R 2 2・7	2		一部不開示
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱について・対象地域の追加)(第一三八二八号)		R 2 2・12	9		一部不開示
	R 2 9・27	査証関係通達(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する政府の取組及び査証の取扱について・対象地域の追加)(第一九四一五号)		R 2 2・26	8		一部不開示

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
			R3・9・10	査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する政府の取組及び査証の取扱：対象地域の追加（その一））（第四八・六一号）	R2・6・29	21	不開示部分多
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症の影響により再入国出国中に再入国許可の有効期限を超過した元永住者等の取り扱い（追加情報）（第四九・二九五号））	R2・7・3	3	一部不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する政府の取組及び査証の取扱：対象地域の追加（その二））（第五三・九五号）	R2・7・22	23	一部不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する査証の取扱（第五四・七九号））	R2・7・29	3	大部分が不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する査証の取扱（追電）（第五七・三三二号））	R2・8・7	2	大部分が不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可が経過した中长期在留者で在留資格認定証明書交付申請の代理人がいないケースの取り扱い）（第五八・四〇七号）	R2・8・14	19	一部不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可が経過した中长期在留者で在留資格認定証明書交付申請の代理人がいないケースの取り扱い）（訂正）（第五八・四八一号）	R2・8・14	2	
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する査証の取扱：医療・教育・教授）（第五九・三三八号）	R2・8・19	3	大部分が不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に関する政府の取組及び査証の取扱：対象地域の追加（その二））（第六一・四七三号）	R2・8・28	16	大部分が不開示
				査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID19）に係る上陸拒否の措置により再入国許可の有効期間が満了した者による新規入国に関する措置）（第六二・四四七号）	R2・9・1	3	大部分が不開示

R 3 3・22		R 3 5・12		R 2 9・29	
緊急事態宣言後にプロスポーツ選手の新規入国を「特段の事情」として認めるとの措置に関する一切の文書	202010095	202010055	二〇二一年一月二六日より開始された緊急事態宣言中には「特段の事情」による新規入国についても「真に急を要する場合を除き」渡航を制限するとした措置に関し、緊急事態宣言後の対応を在外公館に指示した通知（三月一八日、一九日前後思われる）、またその他関連する行政文書すべて	20201004009	新型コロナウイルス感染症に関連する外国人の上陸拒否や査証の交付停止について、新型コロナウイルス対策本部及び国家安全保障局へ送付・提供したすべての文書・資料
R 3 4・21	不存在	R 3 6・11		R 3 1・29	
		査証関係通達（新型コロナウィルス感染症・緊急事態解除宣言後の査証発給）（全世界）（第二二七六四号）	査証関係通達（新型コロナウィルス感染症・緊急事態解除宣言後の査証発給）（全世界）（第二二七六四号）	査証関係通達（新型コロナウィルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱）（第一〇二二六号） 査証関係通達（新型コロナウィルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱…追加的指示）（第一〇一三四号） 査証関係通達（新型コロナウィルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱…質問票差し替え）（第一〇四二二号）	新型コロナウイルス感染症（水際対策措置の外交官等への適用）（第二九六五二二号） 新型コロナウイルス感染症対策（国際的な人の往来再開・検査証明フォーマットの差し替え等）（第五八三六三六号） 査証関係通達（新型コロナウィルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱）（第一〇二二六号）
		R 3 3・18		R 2 2・3	R 2 2・1
		5		3	5
		大部分が不開示		一部不開示	不開示部分多

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
R3 1・29	令和三年一月二五日(ないしその前後)に在外公館等に向けて発出された、一月二六日(ないしその前後)より、日本人の外国籍配偶者等の新規入国を含めて、査証の申請・交付等を厳格を指示しないし要請する内容(またはそれに類する内容)の通知。及びこの通知の発出に係る検討過程・意思決定過程を含むすべての文書	2002000659	R3 3・1	査証関係通達「新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言発令中の査証発給」(全世界)(第五二一〇号)	R3 1・26	3	大部分が開示。不服審査請求中
R3 1・5	令和二年一月以降、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置に関連して、国内外の団体及び個人(外国政府・駐日外国公館・在日外国商工会議所・経済団体・企業・教育団体・学校・NGO・議員・市民等々)からの申し入れ・声明・抗議等に関する文書	2002000596	R3 3・8	(THE AMERICAN CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN) Foreign Chambers Urge Prime Minister Suga to Engage with Foreign National Residents of Japan (EBC) Foreign Chambers Urge Prime Minister Suga to Engage with Foreign National Residents of Japan (CCCJ) Foreign Chambers Urge Prime Minister Suga to Engage with Foreign National Residents of Japan (CCCJ) 在日外交商工会議所は菅内閣に外国籍本邦内居住者(以下、外国籍居住者)というの再入国要件について一段のご配慮を喚願いたします	R2 12・10 日付なし 日付なし 日付なし	2 2 3	
R3 2・2	一月二六日より開始された、「特段の事情」による新規入国についても「真に急を要する場合を除き」渡航を制限するとした措置に関して、法務省(とくに入官・内閣官房・厚労省・その他関連省庁)と行った連絡・調整・交渉等に係るすべての文書	2002000666	R3 3・4	査証関係通達「新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言発令中の査証発給」(全世界)(第五二一〇号)	R3 1・26	3	大部分が開示
R3 2・2	一月二六日より開始された、「特段の事情」による新規入国についても「真に急を要する場合を除き」渡航を制限するとした措置に関連して、衆議院外務委員会、参議院外務防衛委員会、自民党外交部会、及び他の国会議員とのやり取りに係るすべての文書	2002000667	R3 3・4	令和三年一月二一日(木曜日)衆議院本会議速記録(速報版)	R3 1・21	26	その他は不存在。

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
R3 1・5	令和二年一月以降、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置に関連し日本への入国を希望する外国人（日本人の外国人配偶者等の新記入国を含む）へのビザ発給を制限したことにつき、その措置が適法かどうかを検討した文書	2020-00595	R3 2・4	公文書 不存在	公文書の日付	1	不服審査請求中
R3 2・2	吉田外務報道官会見記録（令和三年一月二十七日（水曜日）一五時四七分於：本省会見室） https://mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken3_00061.html#topic2 中の「査証制限措置の厳格化」における外務報道官の回答に関する原稿、及び原稿作成に係るすべての文書	2020-00668	R3 3・4	公文書 不存在	公文書の日付	1	すでに廃棄されたこと。不服審査請求中
R2 11・30	令和二年度夏頃と推測される、電話番号五四七九八号の行政文書（コロナ禍の入国制限中における「特段の事情」による新規入国の対応に関する内容であると思われる）	2020-00518	R3 1・4	査証関係通達（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する査証の取扱）（第五四七九八号）	R2 7・29	3	大部分が開示
R3 12・6	オミクロン株への対応として、令和三年一月二日以降、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を一時的停止する措置に関する一切の文書	2021-00676	R4 2・4	【外部メール】全ての国・地域からの外国人の新規入国停止に関する受入れ責任者に対してのご連絡（二〇二二年二月一日） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化・その二）（第一一三三九〇号） 査証関係通達（水際対策強化に係る新たな措置（二四）（オミクロン株に対する水際措置の継続））	R3 12・1	6	一部不開示
R4 2・14	令和三年一月二日より開始された、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を制限していた措置を、令和四年一月一日前後以降、少なくとも部分的には緩和したことに関連する一切の文書	2021-00877	R4 4・15	査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その二）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その三）） 査証関係通達（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続に対する対応（その四））	R4 1・19	5	一部不開示
					R4 1・31	3	ほぼ全面的に不開示

〈厚労省〉

開示請求受付日	開示請求の内容	受付番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
R2・8・28	令和二年八月五日以降、「新規入国者」については九月一日以降、「特段の事情」による外国人の再入国・新規入国にあたり、出国前七二時間以内に実施した新型コロナウイルス「陰性」の検査証明を取得することを求めるに至った意思決定過程・検討過程を含むすべての文書（とりわけ、出国前七二時間以内に上記検査証明を一律に求めることが、世界各国の検査状況に照らして合理的なのか、現実的に可能なのかを具体的に検討した文書を含む）	開第210号	R2・10・23	国際的な人の往來の再開等について（令和二年七月二二日国家安全保障会議決定） 国際的な人の往來の再開等について（令和二年八月二八日国家安全保障会議決定） 検査証明の様式案三點	R2・7・22	4	
R2・9・28	新型コロナウイルス感染症に関連する外国人の上陸拒否について、新型コロナウイルス対策本部及び国家安全保障局へ送付・提供したすべての文書・資料	厚生労働省 発生食10 27第1号 受付番号ではない	R2・10・27	不存在		3	不服審査請求の結果、新たに開示
R3・12・6	オミクロン株への対応として、令和三年一月二二日以降、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を一時的に停止する措置に関する一切の文書	開第380号	R4・2・2	【メール】全ての国・地域からの外国人の新規入国停止に関する受入れ責任者に対してのご連絡 （メール添付資料）二〇二二二〇一領事レター（案） （メール添付資料）【参考】二二二二〇一新規入国停止（〇〇三）	R3・12・1	4	一部不開示

〈国家安全保障局〉

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
R2・9・29	新型コロナウイルス感染症に関連する外国人の上陸拒否・ビザの交付停止・在留資格認定許可証明書交付申請の審査停止について、意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書（法務省・外務省・厚労省から送付・提供された文書・資料を含む）	開安保第280号	R3・9・29	「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年一月三二日）	R2・1・31	1	

コロナ禍入国制限の同時代史的検討（澤井）

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年一月六日）	R 2 5・6	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年一月二日）	R 2 2・12	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年一月二六日）	R 2 2・26	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年三月五日）	R 2 3・5	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年三月一〇日）	R 2 3・10	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年三月一八日）	R 2 3・18	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年三月三日）	R 2 3・23	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年三月二六日）	R 2 3・26	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年四月一日）	R 2 4・1	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年四月一七日）	R 2 4・27	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年五月一四日）	R 2 5・14	1	
				「国家安全保障会議資料」 国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年五月二五日）	R 2 5・25	1	

「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年六月一八日）	R 2	6・18	1	
「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年六月一九日）	R 2	6・29	1	
「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年七月三日）	R 2	7・22	1	
「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年七月二八日）	R 2	8・28	1	
「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年八月一八日）	R 2	9・25	1	
「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【緊急事態大臣会合】（令和二年九月二五日）	R 2	1・31	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年一月二一日）	R 2	2・6	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月一六日）	R 2	2・12	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月二二日）	R 2	2・26	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月二六日）	R 2	3・5	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月五日）	R 2	3・10	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月一〇日）	R 2	3・18	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年二月一八日）	R 2	3・23	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年三月二三日）	R 2	3・26	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年三月二六日）	R 2	4・1	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年四月一日）	R 2	4・27	1	
「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年四月一七日）	R 2	4・27	1	

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年五月一日）	R 2 5・14	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年五月二五日）	R 2 5・25	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年六月一八日）	R 2 6・18	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年六月一九日）	R 2 6・29	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年七月二三日）	R 2 7・22	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年八月一八日）	R 2 8・28	1	
				「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見応答要領（令和二年九月二五日）	R 2 9・25	1	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年一月二日）	R 2 1・31	1	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年一月六日）	R 2 2・6	1	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年一月二日）	R 2 2・12	2	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年二月二六日）	R 2 2・26	1	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（令和二年三月五日）	R 2 3・5	2	
				「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（閣議了解案）（令和二年三月五日）	R 2 3・5	5	

「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年三月一〇日）	R 2	3・10	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年三月一八日）	R 2	3・18	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年三月二三日）	R 2	3・23	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年三月二六日）	R 2	3・26	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年四月一日）	R 2	4・1	3	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年四月二七日）	R 2	4・27	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年五月一四日）	R 2	5・14	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年五月二五日）	R 2	5・25	2	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年六月一八日）	R 2	6・18	2	
「国家安全保障会議資料」ビジネス・トラック（イメージ図）（令和二年六月一八日）	R 2	6・18	1	
「国家安全保障会議資料」中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和二年六月一九日）	R 2	6・29	2	

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				「国家安全保障会議資料」国際的な人の往来の再開等について（令和二年七月二二日）	R 2 7・22	4	
				「国家安全保障会議資料」国際的な人の往来の再開等について（令和二年八月二八日）	R 2 8・28	4	
				「国家安全保障会議資料」国際的な人の往来の再開等について（令和二年九月二五日）	R 2 9・25	2	
				中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年一月三一日）	R 2 1・31	4	
				中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年二月六日）	R 2 2・6	4	
				中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年二月二二日）	R 2 2・12	4	
				中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年二月二六日）	R 2 2・26	4	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（諮問）（令和二年三月五日）	R 2 3・5	5	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年三月一〇日）	R 2 3・10	5	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年三月一八日）	R 2 3・18	5	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年三月二三日）	R 2 3・23	5	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年三月二六日）	R 2 3・26	5	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（諮問）（令和二年四月一日）	R 2 4・1	6	

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について (諮問)(令和二年四月七日)	R 2	4	27	5
中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について (諮問)(令和二年五月四日)	R 2	5	14	5
中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について (諮問)(令和二年五月十五日)	R 2	5	25	5
国際的な人の往來の再開等に向けた段階的措置について(諮問)(令和二年六月一八日)	R 2	6	18	5
中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について (諮問)(令和二年六月二十九日)	R 2	6	29	5
国際的な人の往來の再開等について(諮問)(令和二年七月二日)	R 2	7	22	7
国際的な人の往來の再開等について(諮問)(令和二年八月二八日)	R 2	8	28	7
国際的な人の往來の再開について(諮問)(令和二年九月五日)	R 2	9	25	6
中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(答申)(令和二年一月三十一日)	R 2	1	31	3
中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(答申)(令和二年二月六日)	R 2	2	6	3
中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(答申)(令和二年二月十二日)	R 2	2	12	3
中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(答申)(令和二年二月二六日)	R 2	2	26	3
中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について(答申)(令和二年三月五日)	R 2	3	5	3
中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(答申)(令和二年三月一日)	R 2	3	10	3

				開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日
				公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年三月一八日）	R 2 3・18	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年三月一八日）	R 2 3・23	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年三月二三日）	R 2 3・26	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年三月二六日）	R 2 4・1	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年四月一日）	R 2 4・27	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年四月二七日）	R 2 5・14	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年五月一四日）	R 2 5・25	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年五月二五日）	R 2 6・18	3	
				国際的な人の往來再開に向けた段階的措置について（答申）（令和二年六月一八日）	R 2 6・29	12	
				中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（答申）（令和二年六月二九日）	R 2 7・22	12	
				国際的な人の往來の再開等について（答申）（令和二年七月二二日）	R 2 8・28	12	
				国際的な人の往來の再開等について（答申）（令和二年八月二八日）	R 2 9・25	12	
				国際的な人の往來の再開について（答申）（令和二年九月二五日）	R 2 1・31	1	
				連絡会議資料①（令和二年一月二日）	R 2 1・31	1	
				連絡会議資料②（令和二年一月三日）	R 2 1・31	1	
				連絡会議資料③（令和二年一月三日）	R 2 1・31	1	
				連絡会議資料④（令和二年一月二三日）	R 2 1・31	2	

[illegible]

〈内閣官房副長官補〉

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
R3 12・3	オミクロン株への対応として、令和三年二月二日以降、日本人の配偶者等」の在留資格を取得する者以外の日本人の外国籍配偶者等の新規入国を一時的停止する措置に関する一切の文書	関安保第6号	R4 1・5	公文書の名称 新型コロナウイルス感染症対策本部（第三六回）資料（令和二年五月二五日） 新型コロナウイルス感染症対策本部（第三九回）資料（令和二年六月一九日） 新型コロナウイルス感染症対策本部（第四一回）資料（令和二年七月二二日） 新型コロナウイルス感染症対策本部（第四二回）資料（令和二年八月一八日） 不存在	R2 8・28 R2 7・22 R2 6・29 R2 5・25	21 36 2 60	公開 対策本部サイト上で公開 公開 対策本部サイト上で公開 公開 対策本部サイト上で公開

開示請求受付日	R 2 9・29	開示請求の内容	新型コロナウイルス感染症に関連する、外国人の上陸拒否・ビザの交付停止・在留資格認定許可証明書交付申請の審査停止について、意思決定過程・検討過程が分かるすべての文書(法務省・外務省・厚労省から送付・提供された文書・資料を含む)
開示請求番号	開副第15 28号	開示決定日	R 2 11・30
公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第二回議事概要	R 2 1・31	4	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三回議事概要	R 2 1・31	3	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四回議事概要	R 2 2・1	4	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第五回議事概要	R 2 2・5	4	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第六回議事概要	R 2 2・6	4	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第七回議事概要	R 2 2・12	5	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第八回議事概要	R 2 2・13	5	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一〇回議事概要	R 2 2・16	4	対策本部サイト上で公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一四回議事概要	R 2 2・26	4	対策本部サイト上で公開

「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 七回議事概要	R 2	3・5	5	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 九回議事概要	R 2	3・10	7	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第二 〇回議事概要	R 2	3・18	8	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 三回議事概要	R 2	3・26	5	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 五回議事概要	R 2	4・1	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第二 一回議事概要	R 2	4・27	4	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第二 四回議事概要	R 2	5・14	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 六回議事概要	R 2	5・25	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 八回議事概要	R 2	6・18	5	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 一回議事概要	R 2	7・22	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 二回議事概要	R 2	8・28	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 三回議事概要	R 2	9・25	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 回議事概要	R 2	1・31	13	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 回配布資料	R 2	2・1	6	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第五 回配布資料	R 2	2・5	11	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第六 回配布資料	R 2	2・6	11	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第七 回配布資料	R 2	2・12	11	対策本部サイト上で 公開
「新型コロナウイルス感染症対策本部」第八 回配布資料	R 2	2・13	21	対策本部サイト上で 公開

開示請求受付日	開示請求の内容	開示請求番号	開示決定日	公文書の名称	公文書の日付	ページ数	備考
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 〇回配布資料	R 2 2・16	9	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 四回配布資料	R 2 2・26	9	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 七回配布資料	R 2 3・5	10	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 九回配布資料	R 2 3・10	31	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 〇回配布資料	R 2 3・18	9	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 三回配布資料	R 2 3・26	9	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第一 五回配布資料	R 2 4・1	31	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 二回配布資料	R 2 4・27	9	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 四回配布資料	R 2 5・14	50	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 六回配布資料	R 2 5・25	60	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 八回配布資料	R 2 6・18	12	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第三 九回配布資料	R 2 6・29	2	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 一回配布資料	R 2 7・22	36	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 二回配布資料	R 2 8・28	21	対策本部サイト上で 公開
				「新型コロナウイルス感染症対策本部」第四 三回配布資料	R 2 9・25	38	対策本部サイト上で 公開
				「連絡会議」第五回記録	R 2 1・30	2	一部不開示
				「連絡会議」第六回記録	R 2 1・31	20	一部不開示
				「連絡会議」第七回記録	R 2 2・1	5	一部不開示
				「連絡会議」第九回記録	R 2 2・4	18	一部不開示
				「連絡会議」第一三回記録	R 2 2・8	22	一部不開示

